

職員の給与に関する報告及び勧告

令和5年10月

川崎市人事委員会



5 川人委調第 5 6 1 号
令和 5 年 1 0 月 6 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様
川 崎 市 長 福 田 紀 彦 様

川崎市人事委員会
委員長 魚 津 利 興

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

別紙第1 報 告	
1 職員の給与等の実態	1
2 民間の給与等の実態	2
3 民間給与との比較	4
4 国家公務員給与との比較	5
5 物価及び生計費等	5
6 人事院勧告の概要	6
7 本年の給与の改定	10
(1) 月例給	10
(2) 期末・勤勉手当	12
(3) その他の課題	12
8 人事管理に関する報告及び意見	14
(1) 人材の確保・育成	16
(2) 勤務環境の整備	22
(3) 市民からの信頼確保	29
9 おわりに	30
別紙第2 勧 告	31
参 考 資 料	55

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,436人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（14,749人、平均年齢40.9歳）の平均給与月額は、407,287円（給料332,890円、扶養手当7,697円、地域手当55,522円、その他11,178円）となっている。

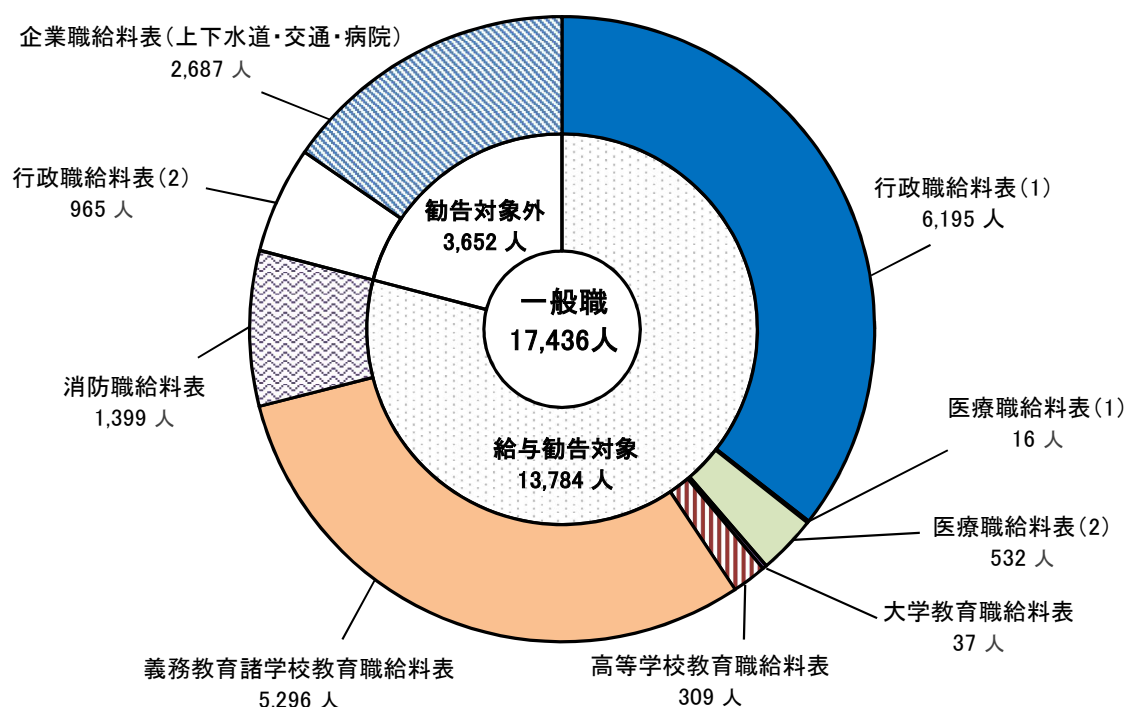
また、行政職給料表(1)の適用職員（6,195人、平均年齢41.6歳）の平均給与月額は、406,715円（給料328,914円、扶養手当7,850円、地域手当55,502円、その他14,449円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員（6,049人、平均年齢42.1歳）の平均給与月額は、411,332円（給料332,428円、扶養手当8,039円、地域手当56,134円、その他14,731円）となっている。

なお、本委員会の勧告の対象は、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を除く一般職の職員である。

【参考資料第1表～第9表（55～115ページ）参照】

給料表別職員数 (令和5年4月時点)



- (注) 1 任期付職員、休職中の職員及び定年前再任用短時間勤務職員等は含まれていない。
 2 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である。

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のおおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の531事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された110事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表～第18表(118～132ページ)参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で217,150円、短大卒で190,977円、高校卒で179,279円となっている。

【参考資料第11表（119ページ）参照】

(2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種の平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（120～129ページ）参照】

(3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で40.0%、高校卒で19.5%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で45.8%、高校卒で70.1%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で54.2%、高校卒で29.9%となっている。

【参考資料第13表（130ページ）参照】

(4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は79.5%であり、その平均支給月額はいわゆる配偶者12,623円、配偶者と子1人の場合19,166円、配偶者と子2人の場合25,289円となっている。

【参考資料第14表（130ページ）参照】

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.50月分相当となっている。

【参考資料第15表（131ページ）参照】

(6) 給与改定の状況

参考資料第16表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は50.6%、ベースアップを中止した事業所の割合は3.0%となっている。

また、参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は83.7%となっている。

【参考資料第16表・第17表（131ページ）参照】

(7) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、一般の従業員（係員）で38.2%、課長級で44.3%、部長級で42.9%となっている。

【参考資料第18表（132ページ）参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

民間給与 a	職員の給与 b	較 差 a - b $\left[\frac{a-b}{b} \times 100 \right]$
415,329	411,332	3,997 (0.97%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 国家公務員給与との比較

「地方公務員給与実態調査」(総務省)によると、昨年4月時点における、国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員とこれに相当する本市職員について、学歴別・経験年数別に比較を行った本市職員の給料月額のススパイレス指数は、100.7(国家公務員を100とする。)となっている。

5 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ全国では3.5%、本市では3.3%上昇している。


本委員会が「家計調査」(同省)及び「全国消費実態調査」(同省)を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で181,090円、2人世帯で187,990円、3人世帯で233,960円、4人世帯で279,930円となっている。

本年4月時点の神奈川県最低賃金は、時間額1,071円となっており、本年10月からは時間額1,112円に改定されている。

【参考資料第19表・第20表(133~135ページ)参照】

6 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して、国家公務員（一般職）の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。その概要は、次のとおりである。



令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子


基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、
国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く


➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

▼


職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01 

公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

02 


職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

03 

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-being
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組



課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致
幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化
交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実
民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討
優秀な新規卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現 令和6年
給与アップデート
潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討
非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20~30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級~本省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本省課長級以上の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員を選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子

I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日

令和5年 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ~過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ~

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以來33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以來、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以來、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

- 公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較
- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

- 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較
- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与と改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定[内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇
 - ・ 新卒初任給の引上げ
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ② 民間人材等の処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
 - ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

- ① 役割や活躍に応じた処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)
- ② 円滑な配置等への対応
 - ・ 地域手当の大きくくり化
 - ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
 - ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員を選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

7 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を3,997円(0.97%)下回っていることが判明した。当該較差の解消を図るため、次のとおり月例給の引上げ改定を行うこととする。

ア 行政職給料表(1)

行政職給料表(1)については、較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行う。その際、国との均衡を勘案して、高卒初任給を12,000円、大卒初

任給を11,000円、それぞれ引き上げる。これを踏まえ、若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で全ての級号給において引上げ改定を行うこととする。

イ 行政職給料表(1)以外の給料表

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

なお、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、国との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

ウ 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額

再任用職員については、平成13年度の制度導入以降、適切な給与水準の確保のため、給料月額の改定を行ってきた。平成29年には、国及び民間企業等における状況並びに現役職員との均衡を考慮した上で、給料月額がそれぞれの属する級の初号給を下回る場合は、初号給まで引き上げる改定を行ったところである。また、令和5年4月1日以降は、定年の引上げに伴い、再任用職員の給料月額を引き継ぐ形で、現行の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額が設定された。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）が担う職務や責任については、定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員と同等であり、給料月額についても給料表ごとに級内の均衡を図る必要がある。また、国においては、65歳定年の完成を視野に入れて60歳前・60歳超の各職員層の給与水準の在り方について検討を行っていくこととしており、本市においても、定年前再任用短時間勤務職員等を含めた高齢層職員をめぐる給与等の在り方について、検討を行っていく必要がある。

本年の行政職給料表(1)の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額に

においては、国との均衡を基本とした改定を行うとともに、初号給を下回る主任、係長級、課長補佐及び課長級の基準給料月額を、それぞれの職務の級の初号給の給料月額と同額まで引き上げることとする。

また、行政職給料表(1)以外の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額についても、行政職給料表(1)との均衡を考慮し、所要の改定を行うこととする。

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.40月分）が、民間事業所の特別給の支給割合（4.50月分）を下回っていることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とする。

支給月数の引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

併せて、定年前再任用短時間勤務職員、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

(3) その他の課題

ア 会計年度任用職員について

(ア) 給与改定の取扱い

本市における常勤職員の給与の改定は、本委員会の勧告に基づき、原則として当該年度の4月1日に遡及して実施している。一方、会計年度任用職員については、常勤職員との均衡を考慮し、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、職務の特殊性を考慮した上で、任命権者が給料等の額を決定しており、その改定については、当該年度ではなく、翌会計年度の給料等に反映するものとしている。

本年4月、常勤職員との均衡をより一層確保することを目的として、国の非常勤職員の給与に関する指針の改正がなされ、常勤職員の給与が改定された場合、当該常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び非常勤職員の任期、勤務形態等を考慮の上、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努めることとされた。

本市においても、国の非常勤職員や本市の常勤職員との均衡の観点から踏まえながら、会計年度任用職員の給料等の改定を行う際の適用日等について、検討していく必要がある。

(イ) 勤勉手当

令和2年度に導入された会計年度任用職員制度により、それまでの臨時的任用職員及び特別職非常勤嘱託員の大部分は会計年度任用職員に移行され、期末手当の支給が可能となった。一方、勤勉手当については、国の非常勤職員の勤勉手当の支給実績や、各地方公共団体における期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とされた。

その後、対象となる国の非常勤職員全てに勤勉手当が支給されたことや、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、令和6年4月1日から施行される改正地方自治法により、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となった。また、これまでには運用上勤勉手当を支給しないことを基本とされてきた、フルタイムの会計年度任用職員についても、併せて勤勉手当を支給すべきとされた。

本市においても、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に向けて、国の非常勤職員や本市の常勤職員との均衡の観点から踏まえながら、期間率や成績率の取扱い、人事評価の結果を適切に反映させる方法等についての検討を進め、適切に対応していく必要がある。

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、昨年8月の職員の給与に関する報告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（いわゆる「給与制度のアップデート」）に取り組み、令和6年に必要な措置を講ずる方針を示した。本年8月には、公務員人事管理に関する報告の中で、①多様な人材の公務への誘致とその能力発揮・活躍の促進、②チームや組織全体での体制の円滑な機能、③国民の理解や信頼の観点から調和させつつ、様々な立場の職員にとってより納得感のあるものとなるよう、分かりやすくインクルーシブ（包摂的）な体系を志向し、より職務や個人の能力・実績に応じた給与制度にシフトしていく必要があるとした。また、措置を検討する事項の骨格案として、人材確保への対応、組織パフォーマンスの向上、働き方やライフスタイルの多様化への対応に関する様々な取組事項を示している。

今後は、令和6年に向けて、今回の報告の内容を骨格とする措置を講じられるよう検討作業を進めるとしており、本市においても、国や他都市の動向を注視していくとともに、本市の給与制度の在り方について整理していく必要がある。

8 人事管理に関する報告及び意見

本年8月、人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、公務員人事管理に関する報告を行った。

この報告の中で人事院は、現在、実務の中核を担うことが期待される30歳台から40歳台半ばまでの職員の数が10年前と比較して大きく減少し、国家的課題とも言える公務人材の確保が危機的な状況に直面していると述べている。また、公務内外の有為な人材にとって魅力ある公務現場の在り方を考えるときに、働き方や働くことに対する価値観もライフスタイルの状況を反映して多様化して

きていることにも目を向ける必要があるとしている。

そして、こうした認識のもと、公務における人材マネジメントに係る課題が山積している状況に対応するため、「公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組」、「職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策」、「多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備」の3点を示し、具体的な取組を進めていくとしている。また、検討に当たっては、各界有識者による会議を設置し、令和6年秋を目途に最終提言を得た上で、その議論・提言を踏まえながら、公務員人事管理について抜本的なアップグレードを実行していくとしている。

本市は基礎自治体であり、国とは人事管理における状況が一概に同様とは言えないものの、今回の人事院における公務員人事管理に関する報告は、本市の課題解決に向けた取組においても、注視していく必要があるものとする。

現在、本市においては、多様化する市民ニーズに応え、複雑化する行政課題に対応するため各種の施策を進めているが、その一方で、公務員志望者の減少や新規学卒者の就職活動の早期化などにより職員採用をめぐる環境が厳しい状況にあることや、恒常的に時間外勤務が多い職場があること、メンタルヘルス不調者が増加していること、また、組織運営にも関わる課題として職員の昇任意欲の低下や女性管理職の比率が少ないことなど、依然として様々な人事行政上の課題を抱えている。

こうした状況に対し、本委員会はこれまでも、人事管理に関する報告及び意見において人事管理に関する諸課題に言及するとともに、多様で有為な人材を確保するため、職員採用試験及び選考の見直しを行ってきた。また、係長昇任選考については、今年度から、人事委員会が実施する競争試験方式の選考から能力や実績等に基づく任命権者による選考へと移行し、主任昇任選考についても、任命権者による現行の選考に加え、人事委員会が実施する競争試験方式の選考を導入するなど、昇任制度の在り方を見直したところである。

このように、本市の人事行政についても、課題が非常に多岐に亘っており、その解決は容易ではないが、採用、育成、評価及び異動などの一連の人事管理について不断の見直しに取り組むとともに、全ての職員が生活と仕事を両立し活躍するために必要な職場環境・職場風土づくりを推進していくことが重要である。

こうした認識のもと、本委員会は、本市の人事管理の取組における課題について、以下のとおり言及する。

(1) 人材の確保・育成

ア 人材の確保

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年4月には緊急事態宣言が発出されるなど、本市をはじめ各地方自治体においては、感染防止対策のため、組織整備や人員の確保に迫られた。この間、本委員会においても、令和3年4月に急遽、民間企業等職務経験者採用試験を実施するなど、マンパワーの確保に取り組んだところである。

本年5月には、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが2類相当から5類感染症へと移行されることとなったが、経済活動の回復傾向などを背景とした民間企業の採用活動の活発化や早期化により、国においても、地方自治体においても、職員採用試験の受験者数は減少傾向にある。本市においても、この傾向は同様であり、その背景には、本市の採用試験が行われる以前に就職活動を終了させてしまう新規学卒者の増加や公務員特有の採用試験に対する負担感があるものと考えられる。

そのため、本委員会は、今年度の大学卒程度採用試験において、受験者の負担を軽減するために集団討論試験を廃止するとともに、これまで別日程で行っていた小論文試験と総合筆記試験を同日実施とするなど、試験制度の見直しに取り組んできたところである。また、広報活動については、

職場の雰囲気伝えるため、先輩職員による座談会をWEB形式と併せて、対面形式でも実施するとともに、技術系職種については、自分の働く姿をイメージしてもらうこと等を狙いとして、既存の現場見学会に新たに業務の体験要素を加えた「専門職種 1 day 現場見学会」を実施した。今後こうした取組の中で本市の魅力を伝えられるよう、より効果的な広報の在り方を検討していく。

とりわけ、土木職、建築職、機械職及び電気職の技術系職種については、民間企業の採用意欲が高い水準にあることなどを背景に、近年、本市の受験者数が低迷している。その確保に向けては、これまでも追加募集により対応してきたが、これに加え、今年度については欠員補充のため、10月採用に向けた民間企業等職務経験者採用試験を実施するに至ったところである。

こうした状況を踏まえ、本委員会では、技術系の4職種について、令和6年度から、既存の大学卒程度採用試験の他に、新たに2種類の試験を導入することとした。まず、6月中旬までに最終合格者を発表できるよう既存の試験に先行して実施する試験では、一次試験において、民間企業で広く実施されている総合検査SPI3を導入する予定であり、民間企業を志望する学生にとっても、本市が就職先の一候補になることを期待している。また、秋に実施する試験では、一次試験を専門試験及び小論文試験のみとし、さらに、企業等からの転職希望者でも受験しやすい土曜日及び日曜日を試験日程とすることとした。既存の大学卒程度採用試験と併せ、通年で試験を実施することで幅広い層にとって受験しやすい環境を整え、受験者数の増加を図っていく。

本委員会では、今後も、民間企業や国、他都市などの状況を注視しつつ、これらの施策の効果を検証し、多様で有為な人材の確保に向けた取組を積極的に推進していく。また、人材の確保に当たっては、後述する人材の育

成や長時間勤務の是正、誰もが働きやすい職場環境づくり等の取組を推進することによって、受験対象者に選ばれる魅力ある市になるよう市全体で取り組む必要がある。

イ 人材の育成

少子高齢化の急速な進行や産業経済を取り巻く環境の変化、都市インフラの老朽化など、社会状況が激しく変化する中、高度化・複雑化する行政課題に対応しながら持続可能な市民サービスを提供していくためには、高い専門性やコスト意識を持ち、主体的かつ積極的にコミュニケーションを図りながら、市民ニーズを的確に捉えて行動することのできる人材が求められている。

現在、本市における職員の人材育成は、職場におけるOJT、階層別研修などを基本として行われているが、令和2年度からの集合研修においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人と人との接触機会を制限する必要があった。そこで、オンライン研修を活用することにより集団感染リスクを軽減させながら研修機会を確保してきたが、受講者間の対話や議論を通じて獲得できるような能力、例えば、異なる考え方に対する調整力やコミュニケーションスキルなどの習得については、演習やグループディスカッションといった対面での実施に比べ、一定の課題があった。

その一方で、オンライン研修は、場所を限定せずに研修を実施することが可能であるため、より多くの職員に研修機会を提供できるといった利点がある。現在、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが2類相当から5類感染症となり、対面による研修の実施も可能となったが、今後は、研修の目的や内容だけでなく、最適な実施方法等を検討し、オンラインと対面を適切に使い分けていくことで、より研修効果が高まるよう取組を進めることが重要である。

また、昨今の人材育成における課題として、専門職種の配置が挙げられ

る。例えば、各局においては、施設の老朽化による建替えや修繕等の問題に対応するため、従来、配置のなかった建築職等の専門職が必要とされる場合がある。こうした場合、局内における同職種の職員は非常に少ないため、スキルアップの途上にある若手職員が配置されると、周りに相談等ができる同職種の上司や先輩職員がおらず、専門的なノウハウの継承や蓄積など、必要な技術力の維持や向上の支障になりかねない。このことは、施設系の技術職に限らず、福祉系や医療系などの他の専門職種においても同様であり、こうした状況に対応するためには、職員のキャリア形成や自発的な能力開発、モチベーションの向上の観点からも、局や所属を越えた先輩職員との交流や、局等が主催する研修への局外の職員の参加を促進するなどの取組が求められる。

また、近年の新規採用職員の多くは、新型コロナウイルスの緊急事態宣言等により通学等が制限され、自宅でのオンライン授業となったり、サークル活動等へ参加できないなど、厳しい状況に置かれた世代である。管理監督者は、こうした状況によって、日々の学生生活の中で自然と身に付く能力を得る機会に恵まれなかった若手職員がいることも考慮しながら、それぞれの職場の中で、個々の事情や状況等に鑑み、適切に人材育成が図られるよう配慮が必要である。

今後も、大規模自然災害の激甚化や脱炭素社会の実現に向けた世界的な取組の拡大、デジタル化やA Iの急速な進展など、本市職員を取り巻く状況は、目まぐるしい変化が予想される。任命権者においては、中長期的な視点から、職員一人一人の能力を高め、職員の成長が組織力向上につながるよう効果的に取組を進める必要がある。

ウ 昇任制度の在り方

近年、本市の係長昇任選考の受験率は低下が続いており、組織全体の活力の維持や向上に影響を及ぼすことが懸念されている。

令和4年度に任命権者が実施した「働き方についてのアンケート調査」によれば、「より責任のある職に就きたいか」という問いに対して否定的な意見を示した職員の割合は、職位別に見ると、昇任制度の対象となる主任及び職員が係長級以上と比較して高くなっている。その理由として「責任のある職に魅力を感じないから」、「自分の能力に自信がないから」、「管理業務を行いたくないから」、「家事、育児、子育てとの両立が困難だから」などが挙げられており、昇任後の働き方や業務内容に対する不安、仕事と家庭の両立に対する負担を感じる職員が多いと考えられる。

そのため、昇任制度の見直しに向けては、昇任への不安感を軽減することや、出産や育児等のライフイベントを考慮することが重要であることから、まず、係長昇任制度については、今年度から3年の移行期間を設け、人事委員会が実施する競争試験方式の選考から、能力や実績等に基づく任命権者による選考へと移行し、制度移行後は、昇任時33歳以上の主任を対象として実施するものとした。また、主任昇任制度については、任命権者が、30代後半以降の職員を対象に実施している現行の主任昇任選考に加え、今年度から新たに、人事委員会が実施する競争試験方式の選考を昇任時30歳以上の職員を対象として実施することとした。

今回の昇任制度の見直しによって、主任昇任選考の種類が増えたことに加え、係長昇任前に主任として係長を補佐し、係長職を担うための準備期間を3年程度確保することで、職員が自らのライフプランに応じたキャリアプランを選択できるようになるなど、より責任のある職を目指す職員が増えていくことが期待される。

また、管理職（課長級）職員に占める女性の割合は、令和5年度時点で25%であり、令和8年4月1日までに30%以上とする「川崎市特定事業主行動計画」の目標値には未だ届いていない状況である。今回の昇任制度の見直しによって、昇任時期とライフイベントの重なりなどによる昇任への

負担感が軽減され、能力や実績等を有する女性職員の活躍が一層推進されることを期待する。

今後、新たな昇任制度の運用に当たっては、課題の検証や分析を適切に行うとともに、若手職員の登用や人材育成の観点に留意しつつ、職員一人一人が働き方への満足感をより感じられるよう、任命権者と連携しながら、制度の適正な運用と不断の見直しに努めていく。

エ 定年の引上げについて

地方公務員法の改正により、今年度から2年に1度、定年年齢が引き上げられ、令和13年度には65歳となる。本市においても所要の整備を行い、新たに管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）を導入したほか、60歳に達した年度を越えて勤務する職員の給料月額は、原則として、それまで受けていた額の7割水準とすることとした。

定年の引上げに伴い、2年に1度、定年退職者が出ないことによる新規採用者数への影響が懸念されていたが、年齢構成の偏りによる安定的な組織運営への影響等を考慮し、令和6年4月採用となる採用試験においては、各年度の新規採用者数の調整が図られ実施されたところである。一方、令和6年4月には、初めて管理監督職が役職定年制の対象職員として課長補佐に降任し、分野横断的な事業調整や新たな行政課題への機動的な対応等を担う職のほか、スタッフ職等の実務を担う職などに配置される予定である。今後、こうした配置による組織の新陳代謝への影響も懸念されるが、配置される職員の役割や責任を踏まえた適切な業務の分担等により、それぞれの職場において、職員相互が働きやすい環境となることが望ましい。

また、少子高齢化による生産年齢人口の減少が進む中、複雑化する行政課題への対応に当たり、60歳を超える職員が培ってきた知識や経験を活かせるという効果が期待される。その一方で、60歳に達した職員は、今回新たに導入された定年前再任用短時間勤務制を活用することで、フルタイム

の勤務だけでなく短時間勤務も選択できる。そのため、60歳を迎える職員に対しては、早期に情報提供や意向確認を適切に行うことにより、多様な働き方の中から、自らのワークスタイルやライフスタイルにあった働き方を選択できるよう取り組むことが重要である。

定年の引上げに対応した採用や人事配置等による職場環境への影響は、定年年齢が65歳になる令和13年度まで続くものと考えられるが、中長期的な視点を持って課題を検証し対応することで、組織の新陳代謝を図りつつ、新たな職場環境で職員が互いを尊重し、職員全体が意欲的に働くことのできる職場の実現に努められたい。

(2) 勤務環境の整備

ア 長時間勤務の是正

長時間勤務は、公務能率の低下につながることはもちろん、健康障害やメンタルヘルス不調などの悪影響が懸念されることから、その是正は重要な課題である。

本市の令和4年度の全局区職員（教員を除く。）の時間外勤務の状況を見ると、年間480時間を超える時間外勤務を行った職員は、令和4年度は752人であり、令和3年度の771人に比べ2.5%減に留まり、ほぼ横ばいであった。このうち、年間1,000時間を超える時間外勤務を行った職員は47人であり、令和3年度の64人に比べ26%減少した。令和3年度は事業計画の策定や新型コロナウイルスへの対応業務等の影響により時間外勤務を行った職員が多く、その後の状況の変化等により、令和4年度には若干改善が見られたものと考えられるが、依然として恒常的に時間外勤務の多い職場が見受けられる。

こうした状況を改善し、職場における時間外勤務の縮減を図るためには、まず、管理監督者が主体となり、年度当初に年間計画や職員の業務の内容

等を把握し、所属職員の業務分担を調整することや、年間における業務の繁閑の時期を把握し、予め所属の内外に協力体制を構築することが重要である。特に、所属を越えた協力体制の構築には、管理監督者間の調整が不可欠であることから、日頃から情報共有の促進に向けた場の設定など、積極的な取組が必要である。職員の業務の平準化が図られることで、時間外勤務の縮減はもとより、職員間のコミュニケーションの活性化、業務の相互理解の促進など、様々な効果が期待できる。

また、令和4年度から令和7年度までを計画期間とする「川崎市特定事業主行動計画」において、職員の年次休暇の取得目標は年間16日以上とされている。年次休暇の確実な取得は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るために重要な取組であることから、長時間勤務の是正との両輪で推進する必要がある。そのためには、管理監督者において、年次休暇取得の意義についての周知や年次休暇取得予定表の活用による計画的取得の促進、休暇取得日数の少ない職員に対する積極的な声かけ等の取組を継続することが重要である。

次に、教員については、近年、GIGAスクール構想の推進や、外国籍等特別な教育的ニーズのある児童生徒の増加など、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化しており、全国的に働き方の見直しが急務となっている。

本市においても、教員の時間外在校等時間については、令和4年度における年間360時間を超える教員の割合は71.3%、年間720時間を超える教員の割合は21.4%であり、看過できない問題となっている。現在、令和4年度から令和7年度を取組期間とする「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、小学校における教科担任制の推進に向けた専科指導教員の配置や、中学校における部活動指導員の配置拡充等、業務改善や支援体制の整備、人員体制の確保、意識改革の推進などを進めることとしている。一方で、この方針に示されているように、教員の長時間勤務の

背景には、「子どもたちのために」という思いがあることなどに鑑み、取組の推進に当たっては、教員のモチベーションにも十分に配慮することが重要である。

また、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、教員不足や長時間勤務の実情を踏まえ、働き方改革の更なる加速化や処遇改善を一体的に進めることが示された。さらに、本年8月には、中央教育審議会の特別部会から、「教員を取り巻く環境は危機的状况にあると言っても過言ではない」とする緊急提言が行われたところであり、教員の働き方については、今後、国の動向を注視していく必要がある。

職員や教員のワーク・ライフ・バランスを確保し、心身の健康保持を図るためには、長時間勤務の是正が不可欠な取組であることから、今後も、任命権者における、働き方・仕事の進め方改革の取組が、さらに一層推進されることを求めるものである。

イ 誰もが働きやすい職場環境づくり

職員の働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中、市民サービスを安定的に提供し、併せて、一人一人のワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、誰もが働きやすい職場環境を整備することが重要である。

そのため、本市では、令和4年度から令和7年度までを計画期間とする「川崎市特定事業主行動計画」を策定し、育児や介護、不妊治療に伴う休暇・休業を取得しやすい職場環境づくりに向け、育児休業等の取得の意向確認面談を義務付けた。その際、特に男性職員については「休暇・休業取得計画書」の提出を求めるなど、より実効性のある取組を進めている。また、同計画において、男性職員の育児休業取得率30%以上という目標を掲げる中、令和4年度の取得率は37.4%となり、取組の成果が現れ始めている。

一方、令和4年度に任命権者が実施した「働き方についてのアンケート調査」によれば、育児休業を「取得しなかった、又はしない予定である」と回答した男性職員のうち、49.0%がその理由として「職場に迷惑をかけるまいと思ひ、遠慮したから」と回答するなど、依然として、心理的に育児休業を取得しづらいという状況が存在していることが窺える。また、国は、本年6月に「こども未来戦略方針」を閣議決定し、これまで、2025年までに30%以上としていた男性の育児休業取得率の目標を、85%まで引き上げるとともに、1週間以上の取得という条件を新たに加えた。こうした結果や目標を踏まえ、任命権者においては、引き続き、男性職員が家事、育児等に参加する意識や風土の醸成、育児休業等の制度への理解促進など、より一層の取組強化が求められる。

また、本市では、新本庁舎への移転を契機としてペーパーレス化やテレワークの推進等に取り組むとともに、移転後は、内線電話のスマートフォン化や無線LAN導入等のデジタルツールの活用により、紙や場所に制約されない多様で効率的なワークスタイルの実現を推進している。今後、取組の検証を行いながら、効果的な事例については、新本庁舎以外の職場にも広げていく必要がある。

さらに、新本庁舎において、紙文書を電子化するためのスキャン業務や物品補充作業などの事務補助を行うワークステーションが設置されるなど、障害者の活躍の場としての広がりが期待されている。本市の障害者実雇用率は、令和4年6月時点で2.68%となっており、令和4年度から令和7年度までを取組期間とする「第2期障害者活躍推進計画」において、障害者実雇用率3.0%以上等の目標を掲げていることを踏まえれば、目標達成に向け、障害特性に配慮した採用選考や職務の選定、前述したワークステーションの設置、週20時間未満の短時間雇用の導入等の取組を一層推進する必要がある。今後、さらに障害者雇用を促進するためには、職場での継続し

た面談の実施や障害者雇用支援員の配置の拡大などにより、周囲のサポート体制を充実させていくとともに、研修等により障害者に対する理解を促進することが重要である。

また、本年6月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行された。本市においても、性的マイノリティについては、ハラスメント等に関する相談窓口が設置されているが、当事者の生きづらさを解消し、働きやすいと思える職場環境を実現するためには、引き続き、職員向け研修における啓発等に取り組み、職員の理解を増進することが大切である。

このように、職員にとって働きやすい職場環境は一人一人異なることから、任命権者においては、職員の個性やライフステージを大切にし、ワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、互いに理解し合える職場環境づくりに向け、取組を推進されたい。

ウ メンタルヘルス対策

本市の「精神及び行動の障害」いわゆるメンタルヘルス不調による長期療養者数は、全局区（教員を含む。）において、令和元年度は263人、令和2年度は298人、令和3年度は363人、令和4年度は375人であり、増加傾向が続いている。特に、新型コロナウイルスへの対応等の影響が大きかった令和3年度は、令和2年度に比べ、大きく増加している。

任命権者が実施した新型コロナウイルス感染症流行に伴う職員のメンタルヘルスへの影響に関する調査の結果によると、令和3年度及び令和4年度のストレスチェックにおける高ストレス率は、流行前の令和元年度より高い率となっている。その理由として、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う突発的な業務変更や生活面における様々な行動制限等によるストレスが挙げられ、これらが職員のメンタルヘルスに影響を及ぼしたものとされている。

メンタルヘルス不調は、例えば、仕事面、生活面のいずれにおいても何らかの変化があれば起こり得るものと考えられ、仕事上の失敗や人間関係のトラブル、病気等だけでなく、結婚や妊娠、昇進など、一般的に喜ばしい出来事もストレス要因として、メンタルヘルス不調を引き起こす可能性がある。本年5月、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが2類相当から5類感染症となり、以前の状況に戻りつつあるところ、この変化もまた、ストレス要因となることに鑑みれば、引き続き、職員のメンタルヘルスの状況に注意する必要がある。

本市では、メンタルヘルス不調を未然に防止するため、職員自身のストレスへの気付き及び対処の支援等を目的として、全職員を対象にストレスチェックが実施されている。ストレスチェックは、労働者のメンタルヘルス不調に効果があるものとされ、平成27年12月から、労働安全衛生法により義務付けられたものである。本市のストレスチェック受検率は、令和元年度の89.8%から令和4年度には94.2%と向上しており、今後、更なる受検率の向上を図るためには、ストレスチェックの目的等について、職員の一層の理解を深めるための普及啓発を徹底する必要がある。

なお、ストレスチェックについては、実施結果を職場改善に活用するなどの効果も期待されていることから、現在、専門家の協力を得て希望する職場において実施する職場環境改善研修や、職場における環境改善の取組の推進役を担うファシリテーター養成研修等が行われており、こうした取組を積極的に活用し、職場環境改善につなげていくことが重要である。

また、本市では近年、新本庁舎への移転を契機としてワークスタイル変革に取り組んでいるが、この変化による職員のストレスやメンタルヘルスへの影響、前述した新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の状況の把握など、メンタルヘルス不調に係る諸課題の調査、分析及び対策の検討等を着実にを行う必要がある。

職員一人一人が心の健康を保ちながら職務を遂行できる職場環境を整えることは、職員のワーク・ライフ・バランスの基礎となることから、本委員会としても、実効性のあるメンタルヘルス対策を強く求め、その取組について注視していく。

エ ハラスメント対策

職場におけるハラスメントは、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントなど様々であるが、これらはいずれも職員の能力発揮を妨げるだけでなく、メンタルヘルス不調や職場秩序の乱れ等につながることから、その根絶に向け、強い意志を持って対策に取り組む必要がある。

特にパワハラについては、厚生労働省が令和2年10月に全国の従業員30人以上の企業を対象として実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」によれば、過去3年間にパワハラを受けたことがあると回答した者は31.4%で、他のハラスメントと比べると最も多い結果となっている。

また、令和2年6月には、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が改正され、大企業におけるパワハラ防止措置が義務付けられた。さらに、令和4年4月以降は、これまで努力義務とされていた中小企業についても同様の防止措置が義務化されるなど、ハラスメントに関する防止対策が強化されている。

本市においても、これまで、「川崎市職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」に基づき、相談窓口の設置、職員の階層に応じた研修の実施等に取り組むとともに、令和4年4月には、同要綱において、不妊治療を受けることに関する言動もハラスメントに含めることとするなど、新たなハラスメントの発生防止にも取り組んでいる。

ハラスメントの発生の原因や背景は様々であるが、今後、職員一人一人

のライフスタイルやワークスタイルの多様化が進んでいく中、その発生を防止するためには、何よりも、職場におけるコミュニケーションの活性化が重要である。

任命権者においては、職員の階層に応じた研修の実施や窓口に寄せられた相談への対応など、予防から再発防止に至る一連の対策を講じるとともに、職員一人一人が安心して働くことのできる職場環境づくりに努められたい。

(3) 市民からの信頼確保

全ての職員は、厳正な規律意識と高い倫理観を持ち、常に全体の奉仕者であるとの自覚を持って職務に専念しなければならない。

職員の服務規律の確保については、これまでも本委員会の報告において繰り返し言及してきたところであるが、本年に入ってから特別休暇の不正取得や旅費の不正受給など、市民からの信頼を失墜させるような不祥事が続いている。任命権者においては、毎年、通知や通達の発出、管理職を含む職員への研修等の取組を行っているが、今後も様々な機会を通じて職員の規範意識の向上に努め、再発防止と不祥事の根絶に取り組まれたい。また、事務の適正な執行の確保に向けて、内部統制制度の効果的な運用が図られることを期待する。

不祥事等の発生を未然に防ぐためには、職員同士が互いに関心を持ち、他人事としてではなく自らの問題として捉えて補完し合える関係を築くことが必要であり、そのためには、日頃から職員間のコミュニケーションが十分に図られていることが何よりも大切である。

今後は、これまでに述べた人材育成や勤務環境整備に関する取組を進めるとともに、職場内のコミュニケーションの活性化を図ることで、職員が安心して職務に取り組むことのできる風通しの良い職場風土が醸成されることを

期待する。

9 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げ及び期末・勤勉手当の引上げを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 に述べた報告に基づき、次の措置を執られるよう勧告する。

1 給料表

給料表については、別記のとおり改定すること。

2 諸手当

期末・勤勉手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、引上げ改定を行うこと。

3 改定の実施時期

この改定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,500	169,300	239,800	263,000	307,200	343,700	374,300	410,900
	2	157,400	170,900	241,600	264,900	309,400	346,100	376,800	414,000
	3	158,300	172,500	243,400	266,800	311,600	348,500	379,400	417,100
	4	159,200	174,100	245,200	268,700	313,800	350,900	382,000	420,300
	5	160,100	175,800	246,800	270,600	315,900	353,300	384,700	423,300
	6	161,200	177,500	248,600	272,600	318,100	355,700	387,400	426,400
	7	162,300	179,200	250,400	274,600	320,300	358,100	390,100	429,500
	8	163,400	181,000	252,200	276,600	322,500	360,600	392,700	432,700
	9	164,400	182,600	254,000	278,300	324,600	363,100	395,200	435,700
	10	165,800	184,500	255,600	280,300	326,900	365,700	398,000	438,800
	11	167,000	186,400	257,500	282,300	329,100	368,200	400,800	441,900
	12	168,200	188,300	259,400	284,300	331,300	370,900	403,500	445,100
	13	169,300	190,100	261,300	286,100	333,300	373,400	406,300	448,200
	14	170,900	192,000	263,100	288,100	335,700	376,000	408,900	451,400
	15	172,500	193,900	265,000	290,100	337,900	378,400	411,600	454,600
	16	174,100	195,600	266,900	292,100	340,100	381,000	414,300	457,800
	17	175,800	197,200	268,600	294,100	342,100	383,700	416,900	460,800
	18	177,500	198,900	270,600	296,100	344,400	386,000	419,600	463,900
	19	179,200	200,700	272,300	298,100	346,700	388,400	422,300	467,100
	20	181,000	202,600	274,100	300,100	349,000	390,900	425,000	470,300
	21	182,600	204,300	275,900	302,200	351,300	393,500	427,500	473,300
	22	184,500	206,100	277,700	304,100	353,700	395,800	430,100	476,400
	23	186,400	207,800	279,400	305,900	356,000	398,300	432,700	479,500
	24	188,300	209,600	281,200	307,900	358,400	400,600	435,300	482,600
	25	190,100	211,300	283,200	309,900	360,400	403,000	437,700	485,700
	26	192,000	212,800	285,200	311,600	362,600	405,300	440,200	488,600
	27	193,900	214,600	287,200	313,500	364,800	407,500	442,700	491,500
	28	195,600	216,400	289,200	315,500	367,000	409,800	445,200	494,500
	29	197,200	218,200	291,300	317,500	369,000	412,200	447,500	497,400
	30	198,900	219,900	293,000	319,200	371,100	414,200	449,700	499,200
	31	200,700	221,600	294,700	321,100	373,100	416,200	451,900	500,900
	32	202,600	223,400	296,400	323,100	375,300	418,200	454,100	502,600
	33	204,300	225,100	297,900	325,100	377,500	420,300	456,100	504,400
	34	206,100	226,800	299,500	326,900	379,500	421,500	457,700	505,600
	35	207,800	228,500	300,900	328,800	381,500	422,800	459,300	506,800
	36	209,600	230,200	302,600	330,800	383,500	424,000	460,900	508,000
	37	211,300	232,000	304,400	332,700	385,300	425,100	462,400	509,000
	38	212,800	233,600	306,100	334,400	387,100	425,900	463,200	510,100
	39	214,600	235,300	307,600	336,300	388,800	426,700	464,000	511,200
	40	216,400	237,100	309,100	338,300	390,500	427,500	464,800	512,300
	41	218,200	238,900	310,900	340,300	392,300	428,100	465,400	513,500
	42	219,900	240,400	312,400	342,100	393,600	428,800	466,100	514,300
	43	221,600	242,000	313,900	344,000	394,900	429,500	466,800	515,100
	44	223,400	243,800	315,700	345,900	396,300	430,200	467,500	515,900
	45	225,100	245,500	317,400	347,900	397,500	430,700	468,100	516,700
	46	226,800	247,000	318,800	349,700	398,400	431,400	468,800	517,500
	47	228,500	248,500	320,200	351,600	399,400	432,100	469,500	518,300
	48	230,200	250,300	322,000	353,600	400,400	432,800	470,200	519,100

	49	232,000	252,100	323,800	355,500	401,400	433,300	470,800	519,900
	50	233,000	253,600	325,300	357,000	402,100	433,900	471,500	520,700
	51	233,900	255,100	326,900	358,500	402,800	434,500	472,200	521,500
	52	234,800	256,800	328,600	360,000	403,600	435,100	472,900	522,300
	53	235,700	258,600	329,900	361,400	404,300	435,800	473,500	523,100
	54	236,700	260,000	331,400	362,600	404,900	436,400	474,200	523,700
	55	237,600	261,400	332,800	363,900	405,500	437,000	474,900	524,300
	56	238,600	263,100	334,300	365,200	406,200	437,600	475,600	524,900
	57	239,300	264,800	335,700	366,500	406,800	438,100	476,200	525,600
	58	240,200	266,200	336,900	367,400	407,400	438,700	476,900	526,200
	59	241,100	267,700	338,200	368,300	408,100	439,300	477,600	526,800
	60	241,900	269,400	339,700	369,200	408,800	439,900	478,300	527,400
	61	242,600	271,000	340,900	370,000	409,300	440,400	478,900	528,100
	62	243,300	272,400	342,000	370,800	409,900	441,000	479,500	528,700
	63	244,000	273,900	343,100	371,600	410,500	441,600	480,100	529,300
	64	244,700	275,600	344,300	372,500	411,200	442,200	480,700	529,900
	65	245,600	277,200	345,600	373,300	411,700	442,700	481,200	530,600
	66	246,100	278,700	346,200	373,900	412,300	443,300	481,800	531,200
	67	246,600	280,000	346,900	374,600	412,900	443,900	482,400	531,800
	68	247,100	281,500	347,800	375,300	413,500	444,500	483,000	532,400
	69	247,600	283,400	348,700	375,800	413,900	445,000	483,500	533,100
	70	248,000	284,800	349,400	376,400	414,500	445,500	484,100	533,700
	71	248,400	286,300	350,200	377,000	415,100	446,000	484,700	534,300
	72	248,900	288,000	351,100	377,700	415,700	446,500	485,300	534,900
	73	249,300	289,600	351,800	378,200	416,100	447,100	485,800	535,600
	74	249,600	291,000	352,400	378,800	416,700	447,600	486,400	
	75	249,900	292,400	353,000	379,400	417,300	448,100	487,000	
	76	250,300	294,000	353,700	380,000	417,900	448,600	487,600	
	77	250,600	295,800	354,200	380,600	418,300	449,200	488,100	
	78		297,300	354,700	381,100	418,900	449,700		
	79		298,900	355,300	381,600	419,500	450,200		
	80		300,500	355,900	382,200	420,100	450,700		
	81		302,000	356,600	382,700	420,500	451,300		
	82		303,400	357,100	383,200	421,000	451,800		
	83		304,800	357,700	383,700	421,500	452,300		
	84		306,300	358,300	384,200	422,000	452,800		
	85		307,700	358,700	384,800	422,500	453,400		
	86		309,000	359,200	385,300	423,000			
	87		310,000	359,700	385,800	423,500			
	88		311,200	360,200	386,300	424,000			
	89		312,300	360,700	386,800	424,500			
	90		313,300	361,200	387,300	425,000			
	91		314,300	361,700	387,800	425,500			
	92		315,300	362,200	388,300	426,000			
	93		316,100	362,500	388,700	426,500			
	94		316,900	362,900	389,200	427,000			
	95		317,800	363,400	389,700	427,500			
	96		318,700	363,900	390,200	428,000			
	97		319,200	364,200	390,600	428,500			
	98		319,800	364,600	391,000	429,000			
	99		320,400	365,000	391,400	429,500			
	100		321,100	365,400	391,800	430,000			
	101		321,600	365,900	392,300	430,500			
	102		322,200	366,300	392,700	431,000			
	103		322,700	366,700	393,100	431,500			
	104		323,300	367,100	393,500	432,000			

定年再任用短時間勤務職員以外の職員

	105		323,700	367,600	394,000	432,400			
	106		324,300	368,000	394,400				
	107		324,800	368,400	394,800				
	108		325,400	368,800	395,200				
	109		325,800	369,200	395,700				
	110		326,400	369,600	396,100				
	111		326,900	370,000	396,500				
	112		327,500	370,400	396,900				
	113		327,900	370,800	397,400				
	114		328,400	371,200	397,800				
	115		329,000	371,600	398,200				
	116		329,600	372,000	398,600				
	117		330,000	372,400	399,100				
	118			372,800	399,400				
	119			373,200	399,700				
	120			373,600	400,000				
	121			374,000	400,400				
	122			374,300	400,700				
	123			374,600	401,000				
	124			374,900	401,300				
	125			375,000	401,700				
	126			375,100	402,000				
	127			375,200	402,300				
	128			375,300	402,600				
	129			375,500	403,000				
	130			375,600	403,300				
	131			375,700	403,600				
	132			375,800	403,900				
	133			375,900	404,300				
	134			376,000	404,600				
	135			376,100	404,900				
	136			376,200	405,200				
	137			376,300	405,600				
	138			376,400					
	139			376,500					
	140			376,600					
	141			376,700					
	142			376,800					
	143			376,900					
	144			377,000					
	145			377,100					
	146			377,200					
	147			377,300					
	148			377,400					
	149			377,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		171,600	210,100	239,800	263,000	307,200	343,700	374,900	411,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	259,300	340,500	390,400	439,100	490,000
	2	262,200	343,000	392,800	441,600	492,400
	3	265,100	345,500	395,200	444,100	494,800
	4	268,000	348,000	397,600	446,600	497,200
	5	270,800	350,400	399,800	449,100	499,500
	6	273,700	353,000	402,300	451,600	501,800
	7	276,600	355,600	404,800	454,100	504,100
	8	279,500	358,200	407,300	456,600	506,400
	9	282,500	360,700	409,700	459,000	508,500
	10	285,600	363,400	412,200	461,300	510,800
	11	288,700	365,900	414,700	463,600	513,100
	12	291,800	368,400	417,200	465,900	515,400
	13	294,800	370,400	419,700	468,100	517,300
	14	297,300	372,900	422,200	470,400	519,600
	15	299,800	375,200	424,700	472,700	521,900
	16	302,300	377,500	427,200	474,900	524,200
	17	304,700	379,400	429,600	477,000	526,100
	18	307,200	381,700	432,100	479,400	528,300
	19	309,500	384,000	434,600	481,600	530,500
	20	311,800	386,200	437,100	483,800	532,700
	21	313,900	388,400	439,500	485,600	534,900
	22	316,200	390,400	441,800	487,900	537,100
	23	318,500	392,300	444,100	490,200	539,300
	24	320,800	394,200	446,400	492,400	541,500
	25	322,900	396,000	448,400	494,100	543,500
	26	325,100	398,000	450,600	496,300	545,600
	27	327,300	400,000	452,800	498,500	547,700
	28	329,500	402,000	455,000	500,700	549,800
	29	331,500	403,600	457,200	502,500	551,700
	30	333,700	405,500	458,900	504,300	553,400
	31	335,900	407,400	460,600	506,100	555,100
	32	338,100	409,300	462,300	507,900	556,800
	33	340,100	411,200	463,900	509,700	558,400
	34		413,100	465,600	511,400	560,000
	35		415,000	467,300	513,100	561,600
	36		416,900	469,000	514,800	563,200
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	37		418,700	470,600	516,200	564,600
	38			472,300	517,700	565,900
	39			474,000	519,200	567,200
	40			475,700	520,700	568,500
	41			477,200	522,200	569,700
	42			478,900	523,400	570,700
	43			480,600	524,600	571,700
	44			482,300	525,800	572,700
	45			483,800	527,000	573,700
	46			485,500	528,200	574,700
	47			487,200	529,400	575,700
	48			488,900	530,600	576,700

49				490,300	531,600	577,700
50				491,700	532,600	578,600
51				493,100	533,600	579,500
52				494,500	534,600	580,400
53				495,700	535,600	581,300
54				496,500	536,600	582,200
55				497,300	537,600	583,100
56				498,100	538,600	584,000
57				498,900	539,600	584,900
58				499,700	540,600	585,800
59				500,500	541,600	586,700
60				501,300	542,600	587,600
61				502,000	543,600	588,500
62				502,800	544,600	589,400
63				503,600	545,600	590,300
64				504,400	546,600	591,200
65				505,000	547,500	592,100
66				505,800	548,400	593,000
67				506,600	549,300	593,900
68				507,400	550,200	594,800
69				508,000	551,000	595,700
70				508,700	551,800	596,600
71				509,400	552,600	597,500
72				510,100	553,400	598,400
73				510,900	554,300	599,300
74				511,600	555,100	600,200
75				512,300	555,900	601,100
76				513,000	556,700	602,000
77				513,700	557,600	602,900
78				514,400		
79				515,100		
80				515,800		
81				516,500		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		293,000	340,500	390,400	439,100	490,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	156,500	169,300	239,800	263,000	307,200	343,700	374,300
	2	157,400	170,900	241,600	264,900	309,400	346,100	376,800
	3	158,300	172,500	243,400	266,800	311,600	348,500	379,400
	4	159,200	174,100	245,200	268,700	313,800	350,900	382,000
	5	160,100	175,800	246,800	270,600	315,900	353,300	384,700
	6	161,200	177,500	248,600	272,600	318,100	355,700	387,400
	7	162,300	179,200	250,400	274,600	320,300	358,100	390,100
	8	163,400	181,000	252,200	276,600	322,500	360,600	392,700
	9	164,400	182,600	254,000	278,300	324,600	363,100	395,200
	10	165,800	184,500	255,600	280,300	326,900	365,700	398,000
	11	167,000	186,400	257,500	282,300	329,100	368,200	400,800
	12	168,200	188,300	259,400	284,300	331,300	370,900	403,500
	13	169,300	190,100	261,300	286,100	333,300	373,400	406,300
	14	170,900	192,000	263,100	288,100	335,700	376,000	408,900
	15	172,500	193,900	265,000	290,100	337,900	378,400	411,600
	16	174,100	195,600	266,900	292,100	340,100	381,000	414,300
	17	175,800	197,200	268,600	294,100	342,100	383,700	416,900
	18	177,500	198,900	270,600	296,100	344,400	386,000	419,600
	19	179,200	200,700	272,300	298,100	346,700	388,400	422,300
	20	181,000	202,600	274,100	300,100	349,000	390,900	425,000
	21	182,600	204,300	275,900	302,200	351,300	393,500	427,500
	22	184,500	206,100	277,700	304,100	353,700	395,800	430,100
	23	186,400	207,800	279,400	305,900	356,000	398,300	432,700
	24	188,300	209,600	281,200	307,900	358,400	400,600	435,300
	25	190,100	211,300	283,200	309,900	360,400	403,000	437,700
	26	192,000	212,800	285,200	311,600	362,600	405,300	440,200
	27	193,900	214,600	287,200	313,500	364,800	407,500	442,700
	28	195,600	216,400	289,200	315,500	367,000	409,800	445,200
	29	197,200	218,200	291,300	317,500	369,000	412,200	447,500
	30	198,900	219,900	293,000	319,200	371,100	414,200	449,700
	31	200,700	221,600	294,700	321,100	373,100	416,200	451,900
	32	202,600	223,400	296,400	323,100	375,300	418,200	454,100
	33	204,300	225,100	297,900	325,100	377,500	420,300	456,100
	34	206,100	226,800	299,500	326,900	379,500	421,500	457,700
	35	207,800	228,500	300,900	328,800	381,500	422,800	459,300
	36	209,600	230,200	302,600	330,800	383,500	424,000	460,900
	37	211,300	232,000	304,400	332,700	385,300	425,100	462,400
	38	212,800	233,600	306,100	334,400	387,100	425,900	463,200
	39	214,600	235,300	307,600	336,300	388,800	426,700	464,000
	40	216,400	237,100	309,100	338,300	390,500	427,500	464,800
	41	218,200	238,900	310,900	340,300	392,300	428,100	465,400
	42	219,900	240,400	312,400	342,100	393,600	428,800	466,100
	43	221,600	242,000	313,900	344,000	394,900	429,500	466,800
	44	223,400	243,800	315,700	345,900	396,300	430,200	467,500
	45	225,100	245,500	317,400	347,900	397,500	430,700	468,100
	46	226,800	247,000	318,800	349,700	398,400	431,400	468,800
	47	228,500	248,500	320,200	351,600	399,400	432,100	469,500
	48	230,200	250,300	322,000	353,600	400,400	432,800	470,200

定年再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	232,000	252,100	323,800	355,500	401,400	433,300	470,800
	50	233,600	253,600	325,300	357,000	402,100	433,900	471,500
	51	235,300	255,100	326,900	358,500	402,800	434,500	472,200
	52	237,100	256,800	328,600	360,000	403,600	435,100	472,900
	53	238,900	258,600	329,900	361,400	404,300	435,800	473,500
	54	240,400	260,000	331,400	362,600	404,900	436,400	474,200
	55	242,000	261,400	332,800	363,900	405,500	437,000	474,900
	56	243,800	263,100	334,300	365,200	406,200	437,600	475,600
	57	245,500	264,800	335,700	366,500	406,800	438,100	476,200
	58	247,000	266,200	336,900	367,400	407,400	438,700	476,900
	59	248,500	267,700	338,200	368,300	408,100	439,300	477,600
	60	250,300	269,400	339,700	369,200	408,800	439,900	478,300
	61	252,100	271,000	340,900	370,000	409,300	440,400	478,900
	62	253,600	272,400	342,000	370,800	409,900	441,000	479,500
	63	255,100	273,900	343,100	371,600	410,500	441,600	480,100
	64	256,800	275,600	344,300	372,500	411,200	442,200	480,700
	65	258,600	277,200	345,600	373,300	411,700	442,700	481,200
	66	260,000	278,700	346,200	373,900	412,300	443,300	481,800
	67	261,400	280,000	346,900	374,600	412,900	443,900	482,400
	68	263,100	281,500	347,800	375,300	413,500	444,500	483,000
	69	264,800	283,400	348,700	375,800	413,900	445,000	483,500
	70	266,200	284,800	349,400	376,400	414,500	445,500	484,100
	71	267,700	286,300	350,200	377,000	415,100	446,000	484,700
	72	269,400	288,000	351,100	377,700	415,700	446,500	485,300
	73	271,000	289,600	351,800	378,200	416,100	447,100	485,800
	74	272,400	291,000	352,400	378,800	416,700	447,600	486,400
	75	273,900	292,400	353,000	379,400	417,300	448,100	487,000
	76	275,600	294,000	353,700	380,000	417,900	448,600	487,600
	77	277,200	295,800	354,200	380,600	418,300	449,200	488,100
	78		297,300	354,700	381,100	418,900	449,700	
	79		298,900	355,300	381,600	419,500	450,200	
	80		300,500	355,900	382,200	420,100	450,700	
	81		302,000	356,600	382,700	420,500	451,300	
	82		303,400	357,100	383,200	421,000	451,800	
	83		304,800	357,700	383,700	421,500	452,300	
	84		306,300	358,300	384,200	422,000	452,800	
	85		307,700	358,700	384,800	422,500	453,400	
	86		309,000	359,200	385,300	423,000		
	87		310,000	359,700	385,800	423,500		
	88		311,200	360,200	386,300	424,000		
	89		312,300	360,700	386,800	424,500		
	90		313,300	361,200	387,300	425,000		
	91		314,300	361,700	387,800	425,500		
	92		315,300	362,200	388,300	426,000		
	93		316,100	362,500	388,700	426,500		
	94		316,900	362,900	389,200	427,000		
	95		317,800	363,400	389,700	427,500		
	96		318,700	363,900	390,200	428,000		
	97		319,200	364,200	390,600	428,500		
	98		319,800	364,600	391,000	429,000		
	99		320,400	365,000	391,400	429,500		
	100		321,100	365,400	391,800	430,000		
	101		321,600	365,900	392,300	430,500		
	102		322,200	366,300	392,700	431,000		
	103		322,700	366,700	393,100	431,500		
	104		323,300	367,100	393,500	432,000		

105		323,700	367,600	394,000	432,400		
106		324,300	368,000	394,400			
107		324,800	368,400	394,800			
108		325,400	368,800	395,200			
109		325,800	369,200	395,700			
110		326,400	369,600	396,100			
111		326,900	370,000	396,500			
112		327,500	370,400	396,900			
113		327,900	370,800	397,400			
114		328,400	371,200	397,800			
115		329,000	371,600	398,200			
116		329,600	372,000	398,600			
117		330,000	372,400	399,100			
118			372,800	399,400			
119			373,200	399,700			
120			373,600	400,000			
121			374,000	400,400			
122			374,300	400,700			
123			374,600	401,000			
124			374,900	401,300			
125			375,000	401,700			
126			375,100	402,000			
127			375,200	402,300			
128			375,300	402,600			
129			375,500	403,000			
130			375,600	403,300			
131			375,700	403,600			
132			375,800	403,900			
133			375,900	404,300			
134			376,000	404,600			
135			376,100	404,900			
136			376,200	405,200			
137			376,300	405,600			
138			376,400				
139			376,500				
140			376,600				
141			376,700				
142			376,800				
143			376,900				
144			377,000				
145			377,100				
146			377,200				
147			377,300				
148			377,400				
149			377,500				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	171,600	210,100	239,800	263,000	307,200	343,700	374,900

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	221,600	272,800	306,900	355,600
	2	223,600	275,400	310,000	358,400
	3	225,600	278,000	313,100	361,200
	4	227,600	280,600	316,200	364,000
	5	229,300	283,100	319,000	366,000
	6	231,300	285,600	322,300	368,500
	7	233,300	288,100	325,300	371,000
	8	235,300	290,600	328,300	373,500
	9	237,100	292,800	331,100	375,600
	10	239,400	295,200	334,200	378,000
	11	241,700	297,600	337,300	380,400
	12	243,800	300,000	340,400	382,800
	13	245,500	302,000	342,900	385,000
	14	247,700	304,300	345,400	387,400
	15	249,900	306,600	347,900	389,800
	16	252,100	308,900	350,400	392,200
	17	253,900	311,200	352,000	394,400
	18	256,100	313,500	354,000	396,700
	19	258,300	315,800	356,000	399,000
	20	260,500	318,100	358,000	401,300
	21	262,800	320,400	359,900	403,800
	22	265,100	322,600	361,900	406,200
	23	267,400	324,900	363,700	408,600
	24	269,700	327,200	365,500	411,000
	25	272,000	329,500	367,300	413,200
	26	274,500	331,700	369,300	415,500
	27	277,000	333,900	371,200	417,800
	28	279,500	335,700	373,100	420,100
	29	281,400	337,400	374,700	422,600
	30	283,800	339,300	376,600	425,000
	31	286,200	341,100	378,500	427,400
	32	288,600	342,900	380,300	429,800
	33	290,400	344,800	382,100	432,000
	34	292,600	346,700	383,800	434,300
	35	294,800	348,600	385,500	436,600
	36	296,800	350,500	387,200	439,000
	37	298,500	352,100	388,500	441,400
	38	300,500	354,000	390,100	443,800
	39	302,300	355,900	391,700	446,200
	40	304,100	357,800	393,300	448,600
	41	305,500	359,200	394,900	450,800
	42	306,900	361,000	396,400	453,300
	43	308,300	362,600	398,000	455,800
	44	309,700	364,200	399,600	458,300
	45	310,800	365,500	400,800	460,200
	46	311,900	367,100	402,200	462,700
	47	313,000	368,700	403,600	465,200
	48	314,000	370,300	405,000	467,700

	49	315,000	371,800	406,500	469,500
	50	316,000	373,300	407,900	471,600
	51	317,000	374,800	409,300	473,700
	52	317,800	376,300	410,700	475,800
	53	318,500	377,600	411,900	477,800
	54	319,600	379,000	413,100	479,700
	55	320,500	380,300	414,300	481,600
	56	321,300	381,600	415,500	483,500
	57	322,000	383,000	416,800	485,200
	58	322,900	384,400	418,000	487,000
	59	323,800	385,800	419,200	488,800
	60	324,700	387,200	420,400	490,600
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	325,500	388,300	421,200	492,200
	62	326,400	389,500	422,300	493,900
	63	327,300	390,700	423,400	495,600
	64	328,200	391,900	424,500	497,300
	65	328,900	393,100	425,300	499,100
	66	329,700	394,300	426,300	500,600
	67	330,500	395,500	427,300	502,100
	68	331,300	396,700	428,300	503,600
	69	331,900	397,500	429,200	505,200
	70	332,800	398,500	430,000	506,600
	71	333,600	399,500	430,800	508,000
	72	334,200	400,500	431,600	509,400
	73	334,800	401,600	432,400	510,600
	74	335,500	402,500	433,000	511,700
	75	336,200	403,400	433,600	512,800
	76	336,900	404,300	434,200	513,900
	77	337,600	405,100	434,900	514,900
	78	338,300	405,900	435,500	515,900
	79	339,000	406,700	436,100	516,900
	80	339,700	407,500	436,700	517,900
	81	340,400	407,900	437,400	518,900
	82	341,100	408,500	438,000	519,700
	83	341,800	409,100	438,600	520,500
	84	342,500	409,700	439,200	521,300
85	343,200	410,300	439,900	521,900	
86	343,900	410,900	440,500	522,700	
87	344,600	411,500	441,100	523,500	
88	345,300	412,100	441,700	524,300	
89	345,900	412,400	442,400	524,900	
90	346,500	412,900	443,000	525,700	
91	347,100	413,400	443,600	526,500	
92	347,700	413,900	444,200	527,300	
93	348,200	414,400	444,700	527,900	
94	348,800	414,900	445,300	528,700	
95	349,400	415,400	445,900	529,500	
96	350,000	415,900	446,500	530,300	
97	350,500	416,400	447,000	530,900	
98	351,200	416,900	447,600	531,600	
99	351,900	417,400	448,200	532,300	
100	352,500	417,900	448,800	533,000	
101	352,800	418,400	449,300	533,700	
102	353,400	418,900	449,900	534,400	
103	354,000	419,400	450,500	535,100	
104	354,600	419,900	451,100	535,800	

	105	355,100	420,400	451,600	536,500
	106	355,700	420,900	452,200	537,200
	107	356,300	421,400	452,800	537,900
	108	356,800	421,900	453,400	538,600
	109	357,200	422,400	453,900	539,300
	110	357,700	422,900		
	111	358,200	423,400		
	112	358,700	423,900		
	113	359,100	424,400		
	114	359,600			
	115	360,100			
	116	360,600			
	117	361,000			
	118	361,500			
	119	362,000			
	120	362,500			
	121	362,900			
	122	363,400			
	123	363,900			
	124	364,400			
	125	364,800			
	126	365,300			
	127	365,800			
	128	366,300			
	129	366,700			
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		271,900	284,400	308,600	378,600

備考 この表は、看護大学及び看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	168,800	200,200	292,900	326,900	408,000
	2	170,100	202,000	295,400	329,100	409,900
	3	171,400	203,800	297,800	331,300	411,800
	4	172,700	205,600	300,200	333,500	413,700
	5	174,100	207,500	302,500	335,500	415,500
	6	175,600	209,300	305,300	337,800	417,500
	7	177,100	211,100	308,100	340,100	419,500
	8	178,600	212,900	310,500	342,400	421,500
	9	180,100	214,900	312,600	344,200	423,100
	10	181,600	216,900	314,800	346,300	425,100
	11	183,100	218,900	317,000	348,400	427,000
	12	184,600	220,900	319,400	350,500	428,900
	13	186,100	222,300	321,900	352,400	430,900
	14	187,800	224,300	324,100	354,500	432,800
	15	189,500	226,300	326,300	356,600	434,700
	16	191,200	228,300	328,500	358,700	436,600
	17	192,900	229,700	330,500	360,600	438,600
	18	194,700	231,400	332,700	362,600	440,500
	19	196,500	233,400	334,900	364,600	442,400
	20	198,300	235,500	337,100	366,600	444,300
	21	200,200	237,500	339,100	368,600	446,000
	22	202,000	240,100	341,200	370,600	447,800
	23	203,800	242,700	343,300	372,600	449,600
	24	205,600	245,300	345,400	374,500	451,400
	25	207,500	248,000	347,200	376,300	453,200
	26	209,300	250,600	349,300	378,200	454,900
	27	211,100	253,200	351,400	380,100	456,600
	28	212,900	255,800	353,400	382,000	458,300
	29	214,800	258,300	355,200	383,900	459,800
	30	216,700	260,900	357,100	385,900	461,300
	31	218,600	263,500	359,000	387,900	462,800
	32	220,200	266,100	360,900	389,900	464,300
	33	222,000	268,500	362,900	391,500	465,700
	34	223,700	271,200	364,800	393,400	466,900
	35	225,400	273,900	366,700	395,300	468,100
	36	227,100	276,200	368,600	397,200	469,300
	37	228,700	278,500	370,300	399,000	470,400
	38	230,400	280,900	372,100	400,600	471,500
	39	232,100	283,300	373,900	402,200	472,600
	40	233,800	285,700	375,700	403,800	473,700
	41	235,200	287,800	377,400	405,300	474,600
	42	236,900	290,200	379,200	406,900	475,300
	43	238,400	292,500	381,000	408,500	476,000
	44	239,900	294,800	382,800	410,100	476,700
	45	241,600	297,100	384,400	411,500	477,500
	46	243,300	299,400	386,000	413,100	478,200
	47	245,000	301,700	387,600	414,700	478,900
	48	246,700	304,000	389,200	416,200	479,600

	49	247,900	306,400	391,000	417,700	480,100
	50	249,500	308,800	392,500	419,300	480,700
	51	251,100	311,200	394,000	420,900	481,300
	52	252,700	313,500	395,300	422,500	481,900
	53	254,200	315,700	396,600	423,900	482,600
	54	255,800	317,800	398,100	425,500	483,200
	55	257,400	319,900	399,600	427,100	483,800
	56	259,000	322,000	401,100	428,700	484,400
	57	260,500	324,300	402,200	430,000	485,000
	58	262,200	326,500	403,600	431,600	
	59	263,900	328,700	405,000	433,200	
	60	265,600	330,900	406,400	434,800	
	61	266,800	332,900	407,800	436,100	
	62	268,400	335,000	409,100	437,700	
	63	270,000	337,100	410,400	439,300	
	64	271,600	339,200	411,700	440,800	
	65	273,100	341,000	412,900	442,100	
	66	274,800	343,100	414,200	443,500	
	67	276,000	345,200	415,500	444,900	
	68	277,400	347,300	416,800	446,300	
	69	278,800	349,000	418,000	447,700	
	70	279,600	350,900	419,300	448,800	
	71	280,600	352,800	420,600	449,900	
	72	281,600	354,700	421,900	451,000	
	73	282,600	356,700	422,800	452,200	
	74	283,600	358,500	424,000	453,200	
	75	284,800	360,300	425,200	454,200	
	76	285,700	362,100	426,400	455,200	
	77	286,400	364,100	427,500	456,200	
	78	287,400	365,900	428,700	456,900	
	79	288,400	367,700	429,900	457,600	
	80	289,100	369,500	431,100	458,300	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	81	290,200	371,100	432,100	458,900	
	82	290,900	372,700	433,200	459,500	
	83	291,800	374,300	434,300	460,100	
	84	292,800	375,900	435,400	460,700	
	85	293,800	377,300	436,500	461,200	
	86	294,700	378,600	437,500		
	87	295,600	379,900	438,500		
	88	296,500	381,200	439,500		
	89	297,400	382,900	440,200		
	90	298,300	384,200	440,900		
	91	299,200	385,500	441,600		
	92	300,100	386,800	442,300		
	93	300,900	388,400	442,800		
	94	301,800	389,800	443,400		
	95	302,700	391,200	444,000		
	96	303,600	392,600	444,600		
	97	304,200	393,500	445,000		
	98	305,100	394,700	445,400		
	99	306,000	395,900	445,800		
	100	306,900	397,100	446,200		
	101	307,300	398,400	446,700		
	102	308,000	399,400	447,100		
	103	308,700	400,400	447,500		
	104	309,400	401,400	447,900		

105	309,900	402,500	448,200
106	310,400	403,500	448,600
107	310,900	404,500	449,000
108	311,400	405,500	449,400
109	312,100	406,500	449,600
110	312,500	407,400	
111	312,900	408,300	
112	313,300	409,200	
113	313,900	409,900	
114	314,400	410,700	
115	314,900	411,500	
116	315,400	412,300	
117	315,700	413,000	
118	316,200	413,800	
119	316,700	414,600	
120	317,200	415,400	
121	317,500	416,000	
122	317,900	416,800	
123	318,300	417,600	
124	318,700	418,400	
125	318,900	418,900	
126	319,200	419,600	
127	319,500	420,300	
128	319,800	421,000	
129	320,200	421,500	
130		422,100	
131		422,700	
132		423,300	
133		424,000	
134		424,500	
135		425,000	
136		425,500	
137		426,100	
138		426,500	
139		426,900	
140		427,300	
141		427,700	
142		428,100	
143		428,500	
144		428,900	
145		429,100	
146		429,400	
147		429,700	
148		430,000	
149		430,300	
150		430,600	
151		430,900	
152		431,200	
153		431,500	
154		431,800	
155		432,100	
156		432,400	
157		432,700	
158		433,000	
159		433,300	
160		433,600	

	161		433,900			
	162		434,200			
	163		434,500			
	164		434,700			
	165		434,900			
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	226,900	270,300	299,000	327,800	408,000	

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

義務教育諸学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	174,200	188,600	257,400	291,100	399,100
	2	175,700	190,500	259,500	293,400	400,500
	3	177,200	192,400	261,600	295,500	401,900
	4	178,700	194,300	263,700	297,600	403,300
	5	180,300	196,200	265,400	299,700	404,500
	6	182,000	198,300	267,400	301,800	406,000
	7	183,700	200,400	269,400	303,900	407,500
	8	185,400	202,500	271,400	306,000	409,000
	9	186,800	204,300	273,200	308,100	410,200
	10	188,600	206,900	275,000	310,400	411,600
	11	190,400	209,500	276,800	312,700	412,900
	12	192,200	212,100	278,600	315,000	414,100
	13	194,100	214,800	280,200	316,800	415,400
	14	196,200	216,400	281,800	318,700	416,800
	15	198,300	218,000	283,400	320,600	418,100
	16	200,400	219,600	285,000	322,500	419,500
	17	202,200	221,600	287,100	324,800	420,700
	18	204,600	223,100	288,900	326,800	422,000
	19	207,000	224,600	290,700	328,800	423,100
	20	209,400	225,900	292,700	330,800	424,400
	21	211,400	227,200	294,900	332,900	425,600
	22	213,000	228,700	297,100	335,000	426,600
	23	214,600	230,200	299,100	337,100	427,900
	24	216,200	231,700	301,100	339,200	429,200
	25	217,900	233,200	303,200	341,000	430,500
	26	219,500	234,700	305,300	343,000	431,600
	27	221,100	236,200	307,400	344,700	432,600
	28	222,700	237,700	309,500	346,400	433,700
	29	223,800	239,300	311,200	348,300	435,000
	30	225,100	241,400	313,200	349,900	436,000
	31	226,400	243,500	315,200	351,500	437,200
	32	227,700	245,600	317,200	353,100	438,300
	33	229,100	248,100	319,000	354,700	439,500
	34	230,500	250,500	321,000	356,300	440,300
	35	231,900	252,900	323,000	357,900	441,200
	36	233,300	255,100	325,000	359,500	441,900
	37	234,400	257,000	327,000	361,200	442,800
	38	235,700	259,100	329,000	362,700	443,500
	39	237,000	261,200	331,000	364,200	444,200
	40	238,300	263,300	333,000	365,700	445,000
	41	239,700	265,500	335,100	366,900	446,000
	42	241,000	267,500	337,200	368,300	446,700
	43	242,200	269,500	339,300	369,700	447,500
	44	243,400	271,500	341,400	371,100	448,300
	45	244,700	273,500	343,200	372,700	449,200
	46	245,900	274,900	345,300	374,200	449,900
	47	247,100	276,300	347,100	375,700	450,700
	48	248,300	277,700	348,900	377,200	451,400

	49	249,500	279,400	351,000	378,300	452,300
	50	250,700	281,200	352,700	379,800	453,000
	51	251,900	282,900	354,400	381,300	453,800
	52	253,100	284,600	356,100	382,800	454,600
	53	254,300	286,300	357,500	383,800	455,500
	54	255,500	288,400	359,200	385,100	456,300
	55	256,700	290,500	360,900	386,400	457,100
	56	257,900	292,600	362,600	387,700	457,800
	57	259,100	295,100	363,300	388,600	458,700
	58	260,200	296,900	364,700	389,800	
	59	261,300	298,700	366,000	391,000	
	60	262,400	300,500	367,400	392,200	
	61	263,500	302,300	368,600	393,400	
	62	264,500	304,400	369,900	394,600	
	63	265,500	306,500	371,200	395,800	
	64	266,500	308,600	372,500	397,000	
	65	267,500	310,200	373,700	398,100	
	66	268,500	312,200	375,000	399,200	
	67	269,500	314,200	376,300	400,300	
	68	270,500	316,200	377,600	401,400	
	69	271,500	318,200	378,800	402,400	
	70	272,500	320,200	380,100	403,400	
	71	273,500	322,200	381,400	404,400	
	72	274,500	324,200	382,700	405,300	
	73	275,500	326,300	383,800	406,300	
	74	276,500	328,400	384,800	407,000	
	75	277,500	330,500	385,800	407,700	
	76	278,500	332,600	386,800	408,400	
	77	279,500	334,400	387,600	409,100	
	78	281,000	336,100	388,400	409,700	
	79	282,100	337,800	389,500	410,400	
	80	282,800	339,500	390,600	411,100	
	81	283,500	341,100	391,400	411,900	
	82	284,500	342,800	392,100	412,600	
	83	285,500	344,500	393,000	413,300	
	84	286,500	346,200	393,900	413,900	
	85	287,500	347,500	394,700	414,500	
	86	288,500	348,900	395,500	415,000	
	87	289,500	350,300	396,300	415,600	
	88	290,500	351,700	397,100	416,300	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	89	291,500	353,200	397,700	417,000	
	90	292,500	354,500	398,400	417,600	
	91	293,500	355,800	399,100	418,200	
	92	294,500	357,100	399,800	418,700	
	93	295,400	358,700	400,400	419,200	
	94	296,300	359,900	401,100	419,700	
	95	297,200	361,100	401,800	420,300	
	96	298,100	362,300	402,600	420,900	
	97	299,000	363,300	403,300	421,400	
	98	299,900	364,300	404,100	421,800	
	99	300,800	365,300	404,800	422,300	
	100	301,700	366,300	405,600	422,900	
	101	302,600	367,100	406,200	423,400	
	102	303,400	368,100	406,900	423,900	
	103	304,200	369,100	407,600	424,500	
	104	305,000	370,100	408,300	425,100	

105	305,800	370,800	409,000	425,600
106	306,500	371,700	409,700	426,100
107	307,200	372,600	410,400	426,600
108	307,900	373,500	411,200	427,200
109	308,600	374,300	411,800	427,700
110	308,900	375,200	412,300	428,200
111	309,200	376,200	412,800	428,800
112	309,500	377,200	413,300	429,400
113	310,300	377,800	413,900	429,900
114	310,600	378,600	414,300	430,400
115	310,900	379,500	414,800	430,900
116	311,200	380,400	415,300	431,500
117	311,500	381,200	415,900	432,100
118	311,800	381,900	416,400	432,500
119	312,200	382,600	416,900	433,100
120	312,700	383,400	417,400	433,700
121	313,300	384,000	417,900	434,100
122	313,600	384,800	418,400	
123	314,100	385,500	418,900	
124	314,600	386,200	419,400	
125	315,200	386,700	420,000	
126	315,500	387,400	420,500	
127	315,800	387,900	421,000	
128	316,000	388,500	421,500	
129	316,300	389,200	422,000	
130	316,500	389,800	422,500	
131	316,800	390,300	423,000	
132	317,100	390,800	423,500	
133	317,300	391,100	424,100	
134	317,500	391,600	424,700	
135	317,700	392,200	425,100	
136	318,000	392,800	425,600	
137	318,300	393,400	426,200	
138	318,500	393,900		
139	318,800	394,500		
140	319,100	395,100		
141	319,300	395,500		
142	319,500	396,000		
143	319,800	396,500		
144	320,000	397,100		
145	320,300	397,600		
146	320,400	398,100		
147	320,700	398,600		
148	321,000	399,200		
149	321,300	399,700		
150	321,400	400,100		
151	321,700	400,600		
152	322,000	401,100		
153	322,300	401,700		
154	322,500	402,100		
155	322,800	402,600		
156	323,100	403,200		
157	323,200	403,800		
158	323,400	404,200		
159	323,700	404,600		
160	324,000	405,200		

161	324,100	405,800			
162	324,400	406,100			
163	324,700	406,700			
164	324,900	407,200			
165	325,000	407,800			
166		408,200			
167		408,700			
168		409,200			
169		409,800			
170		410,200			
171		410,800			
172		411,300			
173		411,900			
174		412,300			
175		412,800			
176		413,300			
177		413,900			
178		414,300			
179		414,800			
180		415,300			
181		415,900			
182		416,400			
183		417,000			
184		417,400			
185		417,900			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	229,700	266,000	290,900	318,100	399,100

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9,200円を加算した額とする。

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,300	211,300	239,800	263,000	307,200	343,700	374,300	410,900
	2	170,900	213,100	241,600	264,900	309,400	346,100	376,800	414,000
	3	172,500	214,900	243,400	266,800	311,600	348,500	379,400	417,100
	4	174,100	216,700	245,200	268,700	313,800	350,900	382,000	420,300
	5	175,800	218,300	246,800	270,600	315,900	353,300	384,700	423,300
	6	177,500	220,100	248,600	272,600	318,100	355,700	387,400	426,400
	7	179,200	221,900	250,400	274,600	320,300	358,100	390,100	429,500
	8	181,000	223,700	252,200	276,600	322,500	360,600	392,700	432,700
	9	182,600	225,300	254,000	278,300	324,600	363,100	395,200	435,700
	10	184,500	227,100	255,600	280,300	326,900	365,700	398,000	438,800
	11	186,400	228,900	257,500	282,300	329,100	368,200	400,800	441,900
	12	188,300	230,600	259,400	284,300	331,300	370,900	403,500	445,100
	13	190,100	232,300	261,300	286,100	333,300	373,400	406,300	448,200
	14	192,000	234,100	263,100	288,100	335,700	376,000	408,900	451,400
	15	193,900	235,900	265,000	290,100	337,900	378,400	411,600	454,600
	16	195,600	237,600	266,900	292,100	340,100	381,000	414,300	457,800
	17	197,200	239,300	268,600	294,100	342,100	383,700	416,900	460,800
	18	198,900	241,200	270,600	296,100	344,400	386,000	419,600	463,900
	19	200,700	243,100	272,300	298,100	346,700	388,400	422,300	467,100
	20	202,600	244,800	274,100	300,100	349,000	390,900	425,000	470,300
	21	204,300	246,400	275,900	302,200	351,300	393,500	427,500	473,300
	22	206,100	248,100	277,700	304,100	353,700	395,800	430,100	476,400
	23	207,800	249,800	279,400	305,900	356,000	398,300	432,700	479,500
	24	209,600	251,600	281,200	307,900	358,400	400,600	435,300	482,600
	25	211,300	253,300	283,200	309,900	360,400	403,000	437,700	485,700
	26	212,800	254,800	285,200	311,600	362,600	405,300	440,200	488,600
	27	214,600	256,300	287,200	313,500	364,800	407,500	442,700	491,500
	28	216,400	258,200	289,200	315,500	367,000	409,800	445,200	494,500
	29	218,200	260,200	291,300	317,500	369,000	412,200	447,500	497,400
	30	219,900	262,000	293,000	319,200	371,100	414,200	449,700	499,200
	31	221,600	263,800	294,700	321,100	373,100	416,200	451,900	500,900
	32	223,400	265,600	296,400	323,100	375,300	418,200	454,100	502,600
	33	225,100	267,000	297,900	325,100	377,500	420,300	456,100	504,400
	34	226,800	268,700	299,500	326,900	379,500	421,500	457,700	505,600
	35	228,500	270,300	300,900	328,800	381,500	422,800	459,300	506,800
	36	230,200	271,900	302,600	330,800	383,500	424,000	460,900	508,000
	37	232,000	273,500	304,400	332,700	385,300	425,100	462,400	509,000
	38	233,600	275,100	306,100	334,400	387,100	425,900	463,200	510,100
	39	235,300	276,800	307,600	336,300	388,800	426,700	464,000	511,200
	40	237,100	278,500	309,100	338,300	390,500	427,500	464,800	512,300
	41	238,900	280,000	310,900	340,300	392,300	428,100	465,400	513,500
	42	240,400	281,400	312,400	342,100	393,600	428,800	466,100	514,300
	43	242,000	282,900	313,900	344,000	394,900	429,500	466,800	515,100
	44	243,800	284,300	315,700	345,900	396,300	430,200	467,500	515,900
	45	245,500	286,300	317,400	347,900	397,500	430,700	468,100	516,700
	46	247,000	288,000	318,800	349,700	398,400	431,400	468,800	517,500
	47	248,500	289,500	320,200	351,600	399,400	432,100	469,500	518,300
	48	250,300	291,200	322,000	353,600	400,400	432,800	470,200	519,100

	49	252,100	292,600	323,800	355,500	401,400	433,300	470,800	519,900
	50	253,600	294,100	325,300	357,000	402,100	433,900	471,500	520,700
	51	255,100	295,500	326,900	358,500	402,800	434,500	472,200	521,500
	52	256,800	297,200	328,600	360,000	403,600	435,100	472,900	522,300
	53	258,600	298,900	329,900	361,400	404,300	435,800	473,500	523,100
	54	260,000	300,600	331,400	362,600	404,900	436,400	474,200	523,700
	55	261,400	302,200	332,800	363,900	405,500	437,000	474,900	524,300
	56	263,100	303,800	334,300	365,200	406,200	437,600	475,600	524,900
	57	264,800	305,200	335,700	366,500	406,800	438,100	476,200	525,600
	58	266,200	306,800	336,900	367,400	407,400	438,700	476,900	526,200
	59	267,700	308,300	338,200	368,300	408,100	439,300	477,600	526,800
	60	269,400	309,800	339,700	369,200	408,800	439,900	478,300	527,400
	61	271,000	311,300	340,900	370,000	409,300	440,400	478,900	528,100
	62	272,400	312,700	342,000	370,800	409,900	441,000	479,500	528,700
	63	273,900	314,200	343,100	371,600	410,500	441,600	480,100	529,300
	64	275,600	315,500	344,300	372,500	411,200	442,200	480,700	529,900
	65	277,200	316,700	345,600	373,300	411,700	442,700	481,200	530,600
	66	278,700	318,100	346,200	373,900	412,300	443,300	481,800	531,200
	67	280,000	319,500	346,900	374,600	412,900	443,900	482,400	531,800
	68	281,500	320,800	347,800	375,300	413,500	444,500	483,000	532,400
	69	283,400	321,800	348,700	375,800	413,900	445,000	483,500	533,100
	70	284,800	322,700	349,400	376,400	414,500	445,500	484,100	533,700
	71	286,300	323,700	350,200	377,000	415,100	446,000	484,700	534,300
	72	288,000	324,700	351,100	377,700	415,700	446,500	485,300	534,900
	73	289,600	325,700	351,800	378,200	416,100	447,100	485,800	535,600
	74	291,000	326,400	352,400	378,800	416,700	447,600	486,400	
	75	292,400	327,300	353,000	379,400	417,300	448,100	487,000	
	76	294,000	328,200	353,700	380,000	417,900	448,600	487,600	
	77	295,800	329,200	354,200	380,600	418,300	449,200	488,100	
	78	297,300	329,900	354,700	381,100	418,900	449,700		
	79	298,900	330,800	355,300	381,600	419,500	450,200		
	80	300,500	331,600	355,900	382,200	420,100	450,700		
	81	302,000	332,400	356,600	382,700	420,500	451,300		
	82	303,400	333,200	357,100	383,200	421,000	451,800		
	83	304,800	334,000	357,700	383,700	421,500	452,300		
	84	306,300	334,800	358,300	384,200	422,000	452,800		
	85	307,700	335,500	358,700	384,800	422,500	453,400		
	86	309,000	336,200	359,200	385,300	423,000			
	87	310,000	336,900	359,700	385,800	423,500			
	88	311,200	337,500	360,200	386,300	424,000			
	89	312,300	338,000	360,700	386,800	424,500			
	90	313,300	338,600	361,200	387,300	425,000			
	91	314,300	339,300	361,700	387,800	425,500			
	92	315,300	340,000	362,200	388,300	426,000			
	93	316,100	340,500	362,500	388,700	426,500			
	94	316,900	341,000	362,900	389,200	427,000			
	95	317,800	341,600	363,400	389,700	427,500			
	96	318,700	342,200	363,900	390,200	428,000			
	97	319,200	342,700	364,200	390,600	428,500			
	98	319,800	343,300	364,600	391,000	429,000			
	99	320,400	343,900	365,000	391,400	429,500			
	100	321,100	344,500	365,400	391,800	430,000			
	101	321,600	344,900	365,900	392,300	430,500			
	102	322,200	345,400	366,300	392,700	431,000			
	103	322,700	346,000	366,700	393,100	431,500			
	104	323,300	346,500	367,100	393,500	432,000			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

	105	323,700	347,100	367,600	394,000	432,400			
	106	324,300	347,600	368,000	394,400				
	107	324,800	348,200	368,400	394,800				
	108	325,400	348,800	368,800	395,200				
	109	325,800	349,300	369,200	395,700				
	110	326,400	349,800	369,600	396,100				
	111	326,900	350,400	370,000	396,500				
	112	327,500	351,000	370,400	396,900				
	113	327,900	351,500	370,800	397,400				
	114	328,400		371,200	397,800				
	115	329,000		371,600	398,200				
	116	329,600		372,000	398,600				
	117	330,000		372,400	399,100				
	118	330,500		372,800	399,400				
	119	331,100		373,200	399,700				
	120	331,700		373,600	400,000				
	121	332,100		374,000	400,400				
	122	332,700		374,300	400,700				
	123	333,300		374,600	401,000				
	124	333,900		374,900	401,300				
	125	334,200		375,000	401,700				
	126			375,100	402,000				
	127			375,200	402,300				
	128			375,300	402,600				
	129			375,500	403,000				
	130			375,600	403,300				
	131			375,700	403,600				
	132			375,800	403,900				
	133			375,900	404,300				
	134			376,000	404,600				
	135			376,100	404,900				
	136			376,200	405,200				
	137			376,300	405,600				
	138			376,400					
	139			376,500					
	140			376,600					
	141			376,700					
	142			376,800					
	143			376,900					
	144			377,000					
	145			377,100					
	146			377,200					
	147			377,300					
	148			377,400					
	149			377,500					
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		210,100	216,900	239,800	263,000	307,200	343,700	374,900	411,800

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第1号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第2号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

参 考 资 料

目 次

第 1 部 職員の給与等の実態

第 1 表	給料表別平均給与月額	55
第 2 表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	56
第 3 表	給料表別、学歴別人員分布	57
第 4 表	給料表別、年齢別人員分布	58
第 5 表	給料表別、勤続年数別人員分布	60
第 6 表	給料表別、級別及び号給別人員分布	62
第 7 表	扶養手当の支給状況	112
第 8 表	住居手当の支給状況	114
第 9 表	管理職手当の支給状況	115

第 2 部 民間給与等の実態

令和 5 年職種別民間給与実態調査の概要	117	
第 1 0 表	産業別、企業規模別調査事業所数	118
第 1 1 表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	119
第 1 2 表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	120
第 1 3 表	民間における初任給の改定状況	130
第 1 4 表	民間における家族手当の支給状況	130
第 1 5 表	民間における特別給の支給状況	131
第 1 6 表	民間における給与改定の状況	131
第 1 7 表	民間における定期昇給の実施状況	131
第 1 8 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	132

第 3 部 労働経済指標

第 1 9 表	費目別、世帯人員別標準生計費	133
第 2 0 表	労働経済指標	134

第1部 職員の給与等の実態

第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
行政職給料表(1)	328,914	7,850	55,502	4,322	10,127	0	406,715
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	332,428	8,039	56,134	4,360	10,371	0	411,332
行政職給料表(2)	327,888	8,325	53,794	1,295	-	0	391,302
医療職給料表(1)	550,613	9,688	104,259	625	91,319	74,956	831,460
医療職給料表(2)	323,077	3,235	53,305	4,052	6,846	0	390,515
大学教育職給料表	423,892	7,514	70,254	3,770	7,681	0	513,111
高等学校教育職給料表	375,321	8,411	61,906	5,926	3,185	0	454,749
義務教育諸学校教育職給料表	340,828	6,077	56,111	5,701	3,791	0	412,508
消防職給料表	313,361	14,245	53,055	4,683	3,986	0	389,330
全給料表 (企業職を除く。)	332,890	7,697	55,522	4,672	6,425	81	407,287

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	314,796	7,098	52,674	4,083	7,316	10,707	396,674
全給料表 (企業職を含む。)	330,101	7,605	55,083	4,581	6,562	1,719	405,651

(注)1 数値については、令和5年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)

2 給料には「教職調整額」を含む。

3 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、単身赴任手当(基礎額)及び寒冷地手当の支給はない。

4 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

給料表 \ 区分	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	6,195	41.6	16.7
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	6,049	42.1	17.2
行政職給料表(2)	965	50.8	23.6
医療職給料表(1)	16	56.4	14.4
医療職給料表(2)	532	41.4	15.2
大学教育職給料表	37	50.8	5.6
高等学校教育職給料表	309	41.9	13.1
義務教育諸学校教育職給料表	5,296	38.7	12.5
消防職給料表	1,399	38.3	15.8
合 計	14,749	40.9	15.4

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,687	41.0	14.2
企業職を含めた総合計	17,436	40.9	15.2

第3表 給料表別、学歴別人員分布

(単位:人)

区分 給料表	計	学歴別職員数			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職給料表(1)	6,195	5,016	748	430	1
行政職給料表(2)	965	131	134	654	46
医療職給料表(1)	16	16	-	-	-
医療職給料表(2)	532	479	51	2	0
大学教育職給料表	37	37	0	0	0
高等学校教育職給料表	309	300	2	7	0
義務教育諸学校教育職給料表	5,296	5,091	205	0	0
消防職給料表	1,399	912	219	268	0
合計	14,749	11,982	1,359	1,361	47

構成比	100.0%	81.2%	9.2%	9.2%	0.3%
-----	--------	-------	------	------	------

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,687	1,496	717	440	34
企業職を含めた総合計	17,436	13,478	2,076	1,801	81

構成比	100.0%	77.3%	11.9%	10.3%	0.5%
-----	--------	-------	-------	-------	------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

年 齢	給料表	行政職	行政職	医療職	医療職	大学教育職
	歳	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
		人	人	人	人	人
18		6				
19		6				
20		9				
21		13				
22		113	1		3	
23		150	3		17	
24		178	2		11	
25		159	3		12	
26		153	4		12	
27		107	6		11	
28		132	6		16	
29		113	1		13	
30		139	8		13	
31		110	7		12	
32		113	10		15	
33		110	3		12	3
34		140	6		10	
35		139	6		13	
36		134	13		14	
37		143	9		14	
38		161	8		12	1
39		144	6		13	1
40		160	15		14	1
41		161	3		24	
42		175	3		14	
43		163	11	1	12	1
44		193	15		19	2
45		205	19	1	23	1
46		200	18		19	2
47		255	29		11	3
48		249	43	1	13	1
49		236	42		20	2
50		266	52		10	1
51		220	39		22	
52		185	45		10	1
53		173	62	1	9	1
54		215	79		14	1
55		146	90	1	12	2
56		128	72	1	16	2
57		138	70	1	21	2
58		144	81		13	1
59		111	75	4	13	1
60以上				5		7
計		人 6,195	人 965	人 16	人 532	人 37

高等学校教育職 給料表	義務教育諸学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
		1	7
		5	11
		5	14
	1	10	24
5	163	22	307
3	143	37	353
5	141	28	365
6	155	31	366
17	177	27	390
7	184	19	334
5	193	36	388
10	160	36	333
8	173	49	390
11	144	39	323
4	169	37	348
6	153	54	341
6	151	76	389
8	179	67	412
10	163	57	391
5	169	56	396
15	165	66	428
9	169	59	401
5	151	40	386
7	134	59	388
8	121	55	376
8	118	34	348
9	139	27	404
10	122	32	413
11	115	33	398
4	122	39	463
6	134	31	478
7	123	30	460
3	108	23	463
6	107	38	432
6	106	16	369
3	106	16	371
13	102	21	445
7	122	17	397
9	104	17	349
15	99	22	368
15	108	15	377
17	103	17	341
			12
人	人	人	人
309	5,296	1,399	14,749

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
1	8
1	12
6	20
37	61
103	410
92	445
87	452
86	452
63	453
62	396
61	449
56	389
56	446
56	379
47	395
67	408
51	440
48	460
48	439
47	443
60	488
43	444
47	433
37	425
47	423
53	401
51	455
65	478
59	457
99	562
94	572
95	555
105	568
94	526
100	469
112	483
80	525
78	475
64	413
78	446
63	440
69	410
19	31
人	人
2,687	17,436

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

給料表 勤続年数	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
年	人	人	人	人	人
0	267	40		23	3
1	306	37	1	31	11
2	232	23	1	23	4
3	197	6	2	9	6
4	170	5		10	1
5	168	3		21	1
6	179	2		29	
7	174	2		29	1
8	161	4		14	1
9	114	2		10	1
10	94	5	1	11	
11	178	6		10	1
12	160	3	1	15	1
13	232	3		19	1
14	245	3	1	15	1
15	188		2	14	1
16	131			15	
17	99		1	14	1
18	124		1	18	
19	114			21	
20	113	13	2	14	
21	153	27		10	
22	191	71		9	
23	233	54	1	12	
24	142	75		6	
25	155	67		11	
26	128	75		16	
27	190	80		15	
28	185	72	1	10	2
29	210	52	1	10	
30	159	44		15	
31	142	67		12	
32	162	25		8	
33	115	32		11	
34	89	25		7	
35	99	20		5	
36	76	8		7	
37	53	5		2	
38	25	6		1	
39	20	3			
40	15				
41	7				
42					
43					
44					
45					
計	6,195	965	16	532	37

高等学校教育職 給料表	義務教育諸学校教育職 給料表	消防職 給料表	計
人	人	人	人
20	350	27	730
12	267	39	704
12	203	39	537
12	273	43	548
21	258	31	496
17	226	16	452
7	263	48	528
12	198	56	472
15	204	55	454
11	199	47	384
12	174	37	334
8	157	49	409
9	122	104	415
17	223	67	562
9	184	66	524
12	214	62	493
4	155	41	346
3	172	33	323
8	140	33	324
7	142	42	326
4	118	37	301
4	83	47	324
9	151	40	471
8	53	38	399
4	31	20	278
4	83	25	345
4	82	26	331
6	40	23	354
7	39	25	341
4	46	17	340
3	39	23	283
1	83	24	329
4	89	19	307
3	81	20	262
4	71	23	219
5	37	16	182
2	29	12	134
4	15	7	86
1	1	8	42
	1	7	31
		7	22
			7
人	人	人	人
309	5,296	1,399	14,749

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
225	955
163	867
150	687
164	712
101	597
85	537
96	624
81	553
75	529
74	458
59	393
64	473
44	459
78	640
69	593
41	534
28	374
37	360
19	343
25	351
79	380
59	383
52	523
64	463
65	343
67	412
58	389
65	419
75	416
91	431
56	339
46	375
51	358
49	311
36	255
36	218
26	160
14	100
10	52
8	39
2	24
	7
人	人
2,687	17,436

第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7	6							
8								
9								
10								
11	6			1				
12								
13	1							
14								
15	7							
16	1							
17	2							
18	2							
19	8			1		1		
20	1			1				
21	1				1			
22	2			1				
23	7	1		3				
24			1	1			1	
25	3			2				
26	1	1		1				
27	117	62		4		1		
28	3	52		11				
29	7	30		1				
30	4	26		4				
31	149	40		7				
32	6	31		3				1
33	20	33		2				1
34	8	22		1		2	1	7
35	113	46		7		1		6
36	35	33	1	9				3
37	24	28		4	2		2	2
38	14	23		8		4		1
39		30	1	10		3	1	2
40	2	40	13	7		3	4	1
41	1	35	8	8		7	3	1
42		21	9	12		14	8	1
43		48	23	14	3	10	3	
44		27	14	11	1	15	10	1
45		31	22	16	3	16	16	1
46		21	21	16	6	13	8	
47		41	28	13	5	16	9	
48		36	22	18	7	19	6	
49		35	23	18	13	15	5	
50		29	21	12	9	19	6	1
51		46	19	18	11	18	7	
52		32	24	17	14	21	8	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		22	12	16	18	21	6	
54		26	30	14	22	11	2	
55		42	15	15	18	19	4	
56		28	21	15	15	22	4	
57		18	16	18	10	17	6	
58		21	22	30	19	14	6	
59		44	16	25	9	25		
60		21	19	23	18	18	1	
61		22	20	25	10	15	5	
62		35	29	25	10	15		
63		43	21	26	12	22	4	
64		29	12	25	6	18	1	
65		25	26	21	9	13	2	
66		22	20	26	11	11	2	
67		52	12	23	6	12	2	
68		21	22	28	10	12	1	
69		25	23	27	10	13	1	
70		17	18	34	14	14	2	
71		38	20	24	8	12		
72		17	13	31	7	6		
73		31	22	21	7	6		
74		11	24	20	5	8		
75		22	28	25	8	10		
76		13	20	21	6	10		
77		8	23	20	2	11		
78		6	20	25	4	4		
79		11	25	21	2	4		
80		8	15	13	7	2		
81		7	28	13	5	5		
82		4	14	19	6	1		
83		6	20	13	3	5		
84		1	25	15	6	3		
85		2	17	16	3	6		
86			17	17	2			
87		2	20	14	4			
88			12	10	1			
89		1	19	6	1			
90			21	14	1			
91			16	8	1			
92			26	11				
93			20	9	2			
94		1	16	6	1			
95			18	4				
96			17	11				
97			17	8				
98			23	8				
99			14	9				
100			18	6				
101			21	8	1			
102			14	5				
103			14	8				
104			15	6				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			15	8	3			
106			17	6				
107			17	6				
108			14	3				
109		1	16	2				
110			16	4				
111			9	3				
112			2	5				
113			16	7				
114			16	2				
115			16	3				
116		1	10	4				
117		4	3	4				
118			9	5				
119			12	3				
120			14	3				
121			10	1				
122			12					
123			15	2				
124			12	3				
125			9	1				
126			7					
127			13					
128			5	1				
129			7	2				
130			10	2				
131			10	1				
132			6	1				
133			4					
134			5	3				
135			6					
136			3					
137			5	10				
138			1					
139			4					
140			3					
141			1					
142			4					
143			1					
144			5					
145			2					
146			1					
147			5					
148			2					
149			15					
合計	551	1,608	1,641	1,238	398	583	147	29
平均給料月額	189,595円	246,477円	351,156円	370,607円	408,810円	437,677円	470,490円	507,790円
平均年齢	23.3歳	31.9歳	46.8歳	45.4歳	50.3歳	52.4歳	55.7歳	57.6歳

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) [機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用] (単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18		1		
19				
20		3		
21				
22				
23				
24				
25		2		
26		3		
27		2		
28			6	
29				
30		5	6	
31		2		
32		2	6	
33		1	1	
34		2	6	
35		2		
36		2	10	
37				
38		6	7	
39		1		
40			3	
41			6	
42			7	
43				
44			6	
45			6	
46			1	
47				
48			3	
49			1	
50			1	
51				
52			1	2

給号	級	1	2	3	4
53			1		
54					
55					
56					
57				3	
58				2	
59			2		
60			2		1
61			1	2	
62				1	
63			1	2	3
64			1	5	1
65			2	1	4
66					
67				1	1
68			2	4	3
69				5	3
70			1	9	2
71			1	5	
72				3	4
73				3	4
74			1	4	1
75			1	3	2
76			2	7	3
77			3	12	5
78			2	10	1
79				14	1
80				14	3
81				16	4
82			1	19	4
83			1	12	2
84				19	2
85			2	26	5
86				14	1
87			1	20	3
88				22	2
89			1	24	1
90				26	1
91				17	3
92				17	5
93				19	4
94				17	4
95				15	1
96				19	4
97				21	1
98				13	1
99				18	1
100				10	2
101				13	2
102				16	
103				11	3
104				14	

給号	級	1	2	3	4
105				13	2
106				13	1
107				7	
108				12	
109				10	1
110				8	2
111				15	1
112				7	1
113				9	2
114				5	1
115				5	1
116				7	
117				4	1
118				10	
119				6	1
120					1
121				4	
122				2	
123				2	
124				1	
125				3	1
126				2	1
127				2	1
128				1	2
129				2	
130					1
131				2	
132					
133					1
134				1	1
135					
136					
137				1	4
138					
139				2	
140				1	
141				1	
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149				12	
合 計		34	106	700	125
平均給料月額		180,197円	228,779円	343,192円	366,400円
平均年齢		27.1歳	37.9歳	53.1歳	55.4歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38				1		1
39						
40						
41						
42				1	1	
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49					2	
50						1
51						1
52						

給 号	級	1	2	3	4	5
53						2
54						1
55						
56						
57					1	
58					1	
59						
60						
61						1
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						1
74						
75						
76						
77					1	
78						
79						
80						
81						
合 計		0	0	2	6	8
平均給料月額		-	-	473,250円	536,133円	580,813円
平均年齢		-	-	44.0歳	57.2歳	58.9歳

医療職給料表(2)

[保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、
助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27	3	8					
28							
29	1			1			
30		2					
31	1	6					
32		1		1			
33	3	1					
34	1	2					
35	7	3					
36	2	4					
37	14	7					
38	1	4		1			
39		4	1			1	
40		1	1		1		
41	3	6	1		1	1	
42		4		2			1
43	1	2	1		1		1
44		6	2				1
45			2			1	1
46		4	5	1		2	
47			1	1		3	
48		6		2	1	1	
49		3	2			2	
50		9	1		1		1
51		3		1	1	1	
52		5	2	2		2	1

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		3	4			2	1
54		4	5				
55		2	5	1		2	
56		2	2	2	1	1	
57		4	2		1	1	
58		1	3	3	3	2	
59		3	6	2	1		
60		3	2	2		3	
61		3	5	4	1	1	
62		1	1	1	1		
63		7	5	2	1	1	
64		2	4	1	1		
65		7	6	5			
66		4	2	3	1	1	
67		2	2	1		1	
68		1	4	5			
69		4		1	1		
70		3	4	2		2	
71		2	1	2	1		
72		2	6	1		1	
73		3	1		1	2	
74		2	3	2	1	3	
75		1	1	4			
76			6	2		1	
77		1	2	1			
78			2	1	1		
79		1	3	2			
80		1	5	2	2		
81			2		1		
82			4	1	2	1	
83			1	1	1		
84			1				
85		1		3	1		
86			2				
87				1			
88							
89			1	2			
90			1	1			
91				1			
92			1	1			
93			1	2			
94			1		1		
95				1			
96			1	2			
97							
98			2	1			
99			1	2			
100			6				
101							
102			3	1			
103			1	1			
104							

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
105								
106				3	1			
107				1	1			
108				1	1			
109				1				
110				2				
111								
112				1	1			
113								
114								
115				2				
116					1			
117								
118				2				
119				1				
120				1				
121				2				
122								
123				1				
124				1				
125				2				
126								
127								
128				2				
129								
130								
131								
132								
133								
134				1				
135								
136				1				
137				1				
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148				1				
149				1				
合 計		37	161	168	90	30	39	7
平均給料月額		198,292円	247,040円	348,012円	373,837円	410,130円	437,749円	468,486円
平均年齢		23.8歳	32.0歳	45.6歳	47.0歳	51.1歳	55.5歳	58.0歳

大学教育職給料表 [看護大学及び看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、
助教及び助手である職員に適用]

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45		2		
46				
47				
48				
49		1	2	
50				1
51				
52				

給号 級	1	2	3	4
53			1	
54				
55			1	
56			1	
57				2
58				
59			1	
60				
61			1	
62				
63			1	
64				
65			1	1
66				1
67				
68				
69	1			2
70				
71			1	
72				
73				1
74			1	
75				
76				1
77				1
78				
79				1
80				
81	1		1	
82				
83				
84				
85	1			
86				
87				
88				1
89				
90				
91				1
92				
93			1	
94				
95	1			
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

給 号	級	1	2	3	4
105					
106					
107					
108					
109			1		2
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
合 計		7	12	5	13
平均給料月額		324,157円	389,333円	434,300円	505,492円
平均年齢		41.4歳	47.8歳	52.8歳	57.9歳

高等学校教育職給料表 [高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11			5		
12					
13					
14					
15			3		
16					
17			2		
18			1		
19			1		
20					
21					
22					
23			6		
24			3		
25			4		
26					
27			5		
28			5		
29			2		
30					
31			1		
32			3		
33			2		
34			1		
35			1		
36					
37			4		
38			3		
39			1		
40			3		1
41			2		
42			4		
43			1		2
44			4		
45			1		
46			3		
47			2	1	
48			4		
49			1		1
50			2	1	
51			2		
52			1	1	
53			2		
54			1	1	
55			1	1	
56					

号給 / 級	1	2	3	4	5
57			1		
58			6		
59			3		
60			1	1	
61					
62			1		
63			3	1	
64					
65			2		
66			4		
67					
68			4		
69			2		
70			3		
71			5		
72			1		
73			3	2	
74			3	1	
75					
76			2		1
77			3		2
78			3		
79			1		
80			3	1	
81			1		
82			2	2	
83					2
84				1	2
85			1	1	3
86			3	1	
87			1		
88					
89	1		3		
90			1	1	
91			1	2	
92			3		
93			4	3	
94			3		
95			1	2	
96			2		
97			1		
98			1	1	
99				2	
100			1	1	
101			3	1	
102			2	1	
103				2	
104				1	
105			2	1	
106			2	2	
107			1		
108					
109			1	2	
110			5		
111			2		
112			1		

給 号	級	1	2	3	4	5
113						
114			3			
115			2			
116			2			
117						
118			3			
119						
120			2			
121						
122						
123		1				
124		1	3			
125						
126						
127			2			
128			1			
129						
130						
131			1			
132						
133						
134			1			
135			2			
136			2			
137			3			
138						
139			2			
140			1			
141			3			
142			3			
143			3			
144			2			
145						
146			1			
147			1			
148			2			
149						
150			1			
151			1			
152			4			
153			2			
154			4			
155			3			
156			1			
157						
158			1			
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165			3			
合 計		3	254	38	10	4
平均給料月額		319,419円	359,793円	448,924円	466,880円	475,150円
平均年齢		42.7歳	39.7歳	51.3歳	57.2歳	57.8歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

義務教育諸学校教育職給料表

〔小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用〕

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11			1		
12					
13			1		
14			1		
15			1		
16					
17		162			
18					
19		5			
20		2			
21		135			
22					
23		10			
24		3			
25		129			
26		3			
27		15			1
28		7			
29		129			
30		3			
31		17			1
32		10			
33		142			
34		17			
35		19			1
36		20			1
37		132			1
38		11			2
39		24			7
40		21			3
41		128			10
42		16			10
43		32			9
44		31			10
45		90			7
46		17			9
47		41			2
48		21	1		5
49		85			9
50		28	1		5
51		26	1		7
52		34	2		3

給 号	級	1	2	3	4	5
53			51			2
54			37	1		8
55			31	1		
56			27			2
57			80	1		4
58			28	1		
59			26	4		
60			39			
61			52	1		
62			29	2		
63			38			
64			31	4		
65			45	5		
66			40	3		
67			28	2		
68			37	4		
69			43	4		
70			44	7	1	
71			51	6		
72			35	5	1	
73			41	3		
74			41	5		
75			38	8		
76			29	13	1	
77			41	8		
78			44	4		
79			35	14		
80			35	6		
81			45	12		
82			45	11		
83			37	8	1	
84			37	6		
85			40	7		
86			47	9		
87			43	9	1	
88			40	12	2	
89			30	9	2	
90			39	10		
91			30	8	2	
92			36	16	2	
93			32	13	1	
94			41	9	1	
95			35	8	6	
96			32	7	3	
97			35	11	3	
98			28	10	2	
99			29	11	5	
100			32	18	10	
101			22	14	5	
102			26	11	5	
103			15	15	5	
104			35	12	4	

級 号給	1	2	3	4	5
105		21	16	5	
106		17	6	6	
107		31	13	5	
108		22	9	9	
109		24	14	11	
110		17	14	4	
111		18	12	13	
112		17	12	7	
113		23	13	9	
114		30	16	7	
115		20	12	6	
116		24	4	5	
117		23	13	2	
118		11	15	7	
119		17	11	5	
120		13	9	1	
121		13	14	5	
122		17	7		
123		10	12		
124		15	17		
125		18	11		
126		10	12		
127		14	5		
128		14	13		
129		16	8		
130		14	7		
131		22	6		
132		11	7		
133		7	2		
134		10	5		
135		12	4		
136		13	4		
137		13	23		
138		11			
139		14			
140		7			
141		8			
142		9			
143		9			
144		11			
145		7			
146		8			
147		5			
148		7			
149		7			
150		9			
151		14			
152		7			
153		10			
154		9			
155		9			
156		7			

号給	級	1	2	3	4	5
157			10			
158			7			
159			6			
160			8			
161			3			
162			3			
163			3			
164			6			
165			2			
166			2			
167			4			
168			2			
169			2			
170			2			
171			1			
172			1			
173			1			
174						
175						
176			1			
177						
178						
179						
180			2			
181						
182						
183						
184						
185			1			
合 計		0	4,288	719	170	119
平均給料月額		-	320,853円	420,133円	434,042円	448,255円
平均年齢		-	35.7歳	50.2歳	53.6歳	57.2歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3	1							
4								
5		1						
6								
7	5	1				1		
8	1							
9								
10								
11	4	1						
12								
13								
14	3							
15	9	1						
16								
17	1							
18	2		1					
19	8	4	1					
20								
21	1	1						
22								
23	27	3						
24	1	1	1					
25		1						
26	1	1	1					
27	25	6						
28	2	1	1					
29	1	2	1					
30			1					
31	21	8	1					
32	6	3	1					1
33	2	1	1					
34		4	1					
35	32	2	3					
36	3	8	1					
37	3	3	3	1				
38			1					
39	15	22	4					
40	3	10	2				1	
41	5	6	4	1				
42	1	4	3	1				
43	7	19	5			2	2	
44	3	9	6			1		
45	2	14	4	1			3	
46	1	8	6			1		
47	23	19	3		1	1		
48	8	18	5			2	1	
49	5	9	3			1	1	
50	1	13	4			1		
51	32	16	4	1	2		1	
52	6	17	4			1	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	2	11	3			2		
54	3	7	6	2	2	1	2	
55	20	7	4	1		1		
56	10	9	15	1	3		1	
57	9	12	12	2	4	5	1	
58	1	8	4		2	3		
59	12	11	10	2	3	2		
60	6	12	5		2	4		
61	3	14	6	1		1		
62	3	9	5	1	6	3		
63	2	1	6		4	1		
64		1	9	6	3	1		
65		3	6	1	4	3		
66		2	7		1	2		
67			5	2	2	4		
68			5	5	2			
69			5	2	1	2		
70		1	6	4	1	3		
71			3	6	2			
72			11	2		2		
73			7	3		1		
74			8	7	2	1		
75			6	7	2	1		
76			5	4	3			
77			7	3	2			
78			7	1	3			
79			5	2				
80			8	4	4			
81			2	7	1			
82			4	5				
83			2	1	2			
84		1	3	3	1	1		
85			7	3				
86			1	2				
87			6	3				
88			3	1	1			
89			6	1	1			
90			2	1				
91			5	3				
92			3	2				
93			5	3				
94			4	1	1			
95			2	1				
96			1	2	1			
97			2					
98			3	1				
99				2	1			
100			1					
101			2					
102			5	1				
103			3		1			
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			3	1				
106			3	2				
107			2					
108			6	2				
109			2					
110			6	2				
111			2					
112			4					
113		10	1					
114			4					
115			3	1				
116			3					
117			1					
118			4					
119			2					
120			3					
121			4					
122				1				
123				2				
124			4					
125			4					
126			2					
127			6					
128			5					
129			4					
130			1					
131			4					
132			1					
133			2					
134			1					
135								
136								
137								
138								
139			2					
140								
141			1					
142								
143			1					
144			1					
145			1					
146			1					
147								
148								
149			4					
合 計	342	356	434	126	71	55	14	*
平均給料月額	226,477円	287,021円	347,013円	378,686円	412,637円	437,553円	469,643円	*
平均年齢	26.9歳	35.5歳	43.3歳	44.8歳	50.4歳	53.1歳	56.4歳	*

(注)「*」は、職員数が1人の場合である(以下、第6表の各表について同じ。)

上下水道企業職給料表(1) (上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用) (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7	1							
8								
9						1		
10								
11	1							
12								
13	1							
14								
15	2							
16								
17								
18								
19	1							
20								
21								
22								
23								
24								
25	1							
26								
27	6	3						
28	1	2		1				
29	1	1		1				
30		1						
31	19	9						
32		1		1				
33	4	1						
34	1	2						
35	21	7				1		
36	4	9		1				1
37		6		1				
38	3	5		1				
39		3	1					
40		4	1	1				
41		12	1	2				
42		3	5					
43		7	1	2				
44		3		2				
45		3		1			2	
46		2		1			2	
47		1	2	1				
48		3	2			1		
49		6	4		2	1	1	
50		3	4	1	2			
51		8	2			1	2	
52		7	3		3			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		6	5	3		3	1	
54			2		1			
55		3	4	2	2	4		
56		2	1	2	2	4		
57		3	3	1	2	1		
58		9	2		3	1		
59		6	4	1	1		1	
60		5	2	3	3	1		
61		7	3	1	4	7		
62		3	3	4	2	3		
63		11	1	1	2	3	1	
64		4	3	4	1	2		
65		3		5	3	3		
66		5	1	1	3			
67		14	4	2	5		1	
68		6	4	5	3	2		
69		2	2	1	2	3		
70		8		2	2	1	1	
71		5	3	5	2	1		
72		1	1	5		1		
73			1	1	2	3		
74		2	1	4	1	2		
75		6	2	3	2	2		
76		1	5	4	1	1		
77			2	5				
78		1	3	4	4	2		
79		3	5	2	2			
80		1	3	4	2			
81			7	5				
82			8	3	1			
83			5	5	1	1		
84			5	4	1			
85			4	3		2		
86			4	1				
87			6	3				
88			2	1				
89			1	1				
90			2	2	1			
91			4	2				
92			2	3				
93			3	1				
94				1				
95			6	2				
96				1				
97			2					
98			2	1				
99			2	1				
100			1		1			
101			2	1				
102			4	3				
103			2	1				
104			4					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105				1	1			
106				4				
107				2	1			
108				2				
109				4				
110				4				
111				3				
112				2				
113				3	1			
114				3				
115				3				
116				1				
117		1		4				
118				6				
119				3				
120				3				
121				1				
122								
123				3	1			
124				1				
125				1				
126				1				
127				1				
128				2				
129								
130								
131				1				
132				2				
133								
134				1				
135				1				
136								
137				1				
138				3				
139				1				
140				1				
141								
142				1				
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149				5				
合 計	67	230	249	141	69	58	12	*
平均給料月額	190,181円	250,826円	354,503円	373,982円	411,251円	439,572円	472,892円	*
平均年齢	23.7歳	33.0歳	48.0歳	47.2歳	51.3歳	54.1歳	57.9歳	*

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用) (単位:人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28				1	
29					
30		1			
31					
32		1		1	
33					
34					
35					
36		1		2	
37					
38		1			
39					
40				1	
41					
42				1	
43					
44				2	
45					
46					
47				1	
48				1	1
49					
50					
51					
52					

号給	級	1	2	3	4
53					
54			1		
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					1
63					
64					
65				1	
66				1	
67				1	
68					
69				1	1
70					
71				1	
72					
73					
74					
75					
76				1	
77					
78				2	1
79					
80				1	
81				2	
82				2	
83				3	1
84				3	
85				1	1
86					1
87				2	
88				1	1
89				2	
90				2	
91				4	
92				3	
93				4	1
94				3	3
95				5	
96				3	1
97				4	1
98				4	3
99				5	
100				1	1
101				2	
102				1	1
103					
104				5	

給 号	級	1	2	3	4
105					1
106				1	1
107					
108				2	1
109				1	
110				2	
111				1	
112				1	
113				1	
114				3	
115				3	
116				1	1
117					
118				1	1
119				1	
120				2	
121					
122					
123				1	
124				1	
125					
126					
127				1	
128					1
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139				1	
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149				1	
合 計		4	11	97	24
平均給料月額		185,900円	218,300円	344,166円	369,000円
平均年齢		28.5歳	35.9歳	51.1歳	54.6歳

交通企業職給料表(1) [交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27		2						
28		1						
29								
30					1			
31		1	2					
32								
33								
34			1					
35								
36								
37								
38								
39			1		1			
40			1					
41								
42			1		1			1
43								
44			1					
45			2				1	
46								
47								1
48						1		
49								
50								
51								
52				1				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53						1		
54						1		
55						1		
56		1						
57		1						
58		1		2			1	
59				1		1		
60		1						
61						1		
62		2						
63								
64			1		1			
65		1	1	1	1			
66								
67								
68								
69					1			
70								
71								
72		1	1					
73					1			
74				2				
75								
76						1		
77								
78								
79								
80			1					
81						2		
82								
83								
84				1				
85			1					
86				2				
87			2					
88			1					
89			1					
90								
91			1					
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102			1					
103								
104								

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120				1					
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
合 計		4	17	13	12	5	8	3	0
平均給料月額		185,225円	244,641円	354,746円	364,358円	409,660円	440,800円	469,833円	-
平均年齢		22.5歳	30.9歳	47.5歳	43.8歳	50.8歳	51.8歳	57.3歳	-

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26	1					
27						
28						
29						
30	1					
31	1					
32						
33	1	1				
34		1				
35		1				
36						
37			1			
38						
39				1		
40				1		
41						1
42						
43						1
44						
45			1			
46			1			
47						
48						
49						
50						
51			1			
52						

給号 級	1	2	3	4	5	6
53						
54						
55						
56						1
57				1		
58						
59					1	
60						
61						
62						
63			1			
64			2		1	
65						
66				1		
67		1				
68						
69						
70					1	
71						
72						
73						
74				1		
75						
76						
77				1		
78					1	
79						
80						
81				1		
82				1	1	
83				2		
84						
85					1	
86				1		
87				1		
88						
89					2	
90						
91						
92						
93				1		
94						
95						
96						
97				1		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						

級 号給	1	2	3	4	5	6
105						
106			1			
107			1			
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118			1			
119						
120			1			
121			1			
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145			1			
146						
147						
148						
149						
合 計	4	11	19	6	3	3
平均給料月額	188,400円	243,573円	355,395円	380,533円	410,267円	430,733円
平均年齢	24.0歳	37.5歳	54.0歳	54.0歳	54.3歳	58.0歳

交通企業職給料表(3) [交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び
誘導員に適用]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22		1		
23				
24		1		
25				
26		1		
27				
28		1	3	
29		1		
30		1		
31		1		
32				
33				
34			1	
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41			1	
42			3	
43				
44		1	2	
45			1	
46			2	
47			1	
48			5	
49				
50			5	
51			3	1
52				

給号 級	1	2	3	4
53		1	1	
54		9		
55		2		
56		10		
57				
58				
59		2		
60		6	1	
61		3		
62			1	
63			1	
64		3		
65				1
66		2	1	
67			2	
68		2		
69		1		
70		1	1	
71		5	1	
72		1	1	
73		3	3	
74			2	
75		2	4	1
76		2	3	
77				
78			1	
79			3	
80		1	4	
81		2	4	
82			6	2
83		2	5	
84			2	1
85		2	6	
86			7	1
87		1	7	1
88			4	1
89			5	
90			4	2
91			5	
92			1	
93			7	2
94			3	1
95			2	1
96			8	
97			1	
98			4	1
99			5	1
100			2	1
101			5	1
102			3	1
103			3	2
104			4	

給号 級	1	2	3	4
105			1	1
106			2	
107			3	1
108			2	1
109				
110			2	
111			1	1
112			1	
113			5	
114			2	
115			1	
116				
117			1	
118				
119				
120			1	
121				1
122				
123				
124				
125			2	
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	8	90	158	26
平均給料月額	177,488円	247,858円	341,641円	368,735円
平均年齢	26.3歳	45.1歳	53.8歳	56.2歳

病院企業職給料表(1) [病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用] (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23	1							
24								
25								
26								
27	2							
28				1				
29		1						
30								
31	2							
32				1				
33								
34	1							1
35								
36								
37	1							
38	1	1						
39								
40		2						
41		1					1	
42		1						
43						1		
44		1						
45		1						
46			1					
47		1						
48		1						
49					1			
50		1		1				
51			1		1		1	
52		1		2	2			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		1	1	1		1		
54			1	1		2	1	
55								
56				1	1			
57				2	1			
58		2			1	1		
59		1	1					
60		1			1	1		
61								
62		1						
63				1				
64				3	1			
65		1	1			1		
66							1	
67								
68		1				1		
69		3				1		
70		1			1		1	
71		1	2	1		1		
72								
73		3				1		
74		1			1			
75				1				
76								
77				1				
78			1	1				
79								
80			1			1		
81					1	1		
82								
83								
84			1					
85								
86				1				
87				1	1			
88			1					
89			1	1				
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108			1					
109		1						
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	8	30	14	21	13	13	5	*
平均給料月額	190,163円	259,173円	345,164円	365,686円	408,769円	440,846円	474,540円	*
平均年齢	23.4歳	34.7歳	45.0歳	45.1歳	49.2歳	54.7歳	56.4歳	*

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

(単位:人)

給号 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

給 号	級	1	2	3	4
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					

給号 級	1	2	3	4				
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合計					0	0	0	0
平均給料月額					-	-	-	-
平均年齢					-	-	-	-

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5			5			
6						
7						
8						
9			9			
10						
11						
12						
13			5	8		
14						
15						
16						
17			9	5		
18						
19						
20						
21			10	9		
22						
23			1			
24						
25			4	3	7	
26						
27					1	
28				1	1	
29				6	1	
30						
31						
32					3	
33				4		
34						
35						
36					4	1
37						1
38					1	
39						2
40					4	2
41					1	2
42						7
43						5
44				1	2	2
45					2	
46						1
47						3
48					2	
49					1	
50					1	1
51						
52					3	

給 号	級	1	2	3	4	5
53					1	
54					1	
55					2	
56					3	1
57				1		
58						
59					1	1
60					1	1
61						
62						
63						
64					2	
65						2
66					1	
67						1
68					1	
69					1	1
70						
71					1	
72						
73					2	1
74						
75						1
76					1	1
77					1	
78						
79						
80						
81						
合 計		0	43	38	53	37
平均給料月額		-	367,793円	439,092円	523,962円	575,489円
平均年齢		-	34.0歳	40.2歳	49.8歳	58.2歳

病院企業職給料表(4) [病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師] (単位:人)
 その他の医療技術職員に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19	3						
20							
21							
22							
23		1					
24							
25	3						
26							
27	3	13					
28		3					
29	38	1					
30							
31	7	4					
32		1					
33	99	46					
34		17		1			
35	7	5					
36	2	2					
37	65	27					
38		10					
39	3	8		1			
40	3	7				1	1
41	49	23					
42	2	9	2			1	
43		11				2	
44	1	2				2	
45	1	7	1	1		2	
46		5					
47		15	4	2			
48		11	2				1
49		8		1		1	
50		6	1	1		1	
51		9	3			1	
52		3					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		12	7			1	
54		7	6	1			
55		7	5	2	1		
56		6	2				
57		5	5	2			1
58		8	2				
59		8	4				
60		3	3		1	1	
61		7	3				
62		2	4	1			
63		5	5	2		3	
64		4	3			1	
65		11	5			1	
66		8	4	1	1	1	
67		6	3			1	
68		4	1	1		1	
69		8	3	1			
70		4	2	1		1	
71		4	6	1	1		
72		9	6	1	1		
73		3	5	1	1		
74		4	3	1	2		
75		5	5				
76		5	3				
77		1	5		1		
78		4	2				
79		2	3		1		
80		2	2				
81		1	5	2	1		
82			5				
83		1	4	3			
84		2	5	1			
85		1	3	1		1	
86			1	2			
87			4	4			
88				1			
89			3	1			
90			3	1			
91			7				
92		2	2	1			
93			2	5			
94		1	1	2			
95			4	2			
96			4	3			
97			1				
98		1	1	3			
99		1	6				
100			2				
101			1				
102			2	3			
103			3	2			
104							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
105			1	1			
106			4				
107		1		1			
108			2				
109		1	3	3			
110			2	3			
111			2				
112		1	1				
113							
114			1				
115			2	1			
116				1			
117		1	2	2			
118			2				
119			1				
120			2				
121			2				
122			1	1			
123				1			
124			2	1			
125							
126				1			
127							
128			1				
129							
130				1			
131							
132			2				
133			2				
134							
135				1			
136			1				
137				2			
138			1				
139			3				
140							
141							
142							
143			1				
144							
145							
146							
147							
148			1				
149			2				
合 計	286	422	233	80	11	23	3
平均給料月額	196,959円	245,239円	352,297円	382,954円	414,018円	436,165円	469,400円
平均年齢	23.1歳	31.3歳	48.1歳	49.1歳	53.4歳	54.3歳	56.7歳

第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数 (単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	手当受給率 (%)	全職員	手当受給職員
			平均扶養親族数	平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,379	38.4	0.7	1.9
行政職給料表(2)	448	46.4	0.8	1.7
医療職給料表(1)	9	56.3	0.9	1.7
医療職給料表(2)	85	16.0	0.3	1.8
大学教育職給料表	14	37.8	0.7	1.8
高等学校教育職給料表	119	38.5	0.8	2.1
義務教育諸学校教育職給料表	1,585	29.9	0.6	2.0
消防職給料表	885	63.3	1.4	2.3
合計	5,524	37.5	0.7	2.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	978	36.4	0.7	1.9
企業職を含めた総合計	6,502	37.3	0.7	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

扶養親族数	区分		続柄別扶養親族数			
	手当受給職員					
	職員数	構成比 (%)	子	配偶者	父母等 その他の 扶養親族	合計
1人	1,947	35.2	1,296	560	91	1,947
2人	2,092	37.9	3,517	606	61	4,184
3人	1,155	20.9	2,694	758	13	3,465
4人	296	5.4	924	249	11	1,184
5人	29	0.5	118	25	2	145
6人	5	0.1	25	5	0	30
合計	5,524	100.0	8,574	2,203	178	10,955

(注) 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

項目	区分	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額		20,552	20,393
全職員平均額		7,697	7,605

第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当支給状況

(単位:人)

区分 給料表	手当受給 職員数 (借家・借間 居住者)	年齢別			手当受給率 (%)	全職員平均額 (円)
		30歳以下	31歳以上～ 40歳以下	41歳以上		
行政職給料表(1)	1,486	570	500	416	24.0	4,322
行政職給料表(2)	105	5	19	81	10.9	1,295
医療職給料表(1)	1	0	0	1	6.3	625
医療職給料表(2)	114	51	37	26	21.4	4,052
大学教育職給料表	12	0	3	9	32.4	3,770
高等学校教育職給料表	95	46	28	21	30.7	5,926
義務教育諸学校教育職給料表	1,506	793	474	239	28.4	5,701
消防職給料表	329	159	130	40	23.5	4,683
合 計	3,648	1,624	1,191	833	24.7	4,672

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	609	248	171	190	22.7	4,083
企業職を含めた総合計	4,257	1,872	1,362	1,023	24.4	4,581

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	18,889	18,764
全職員平均額	4,672	4,581

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給率 (%)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	759	12.3	82,656	10,127
行政職給料表(2)	-	-	-	-
医療職給料表(1)	16	100.0	91,319	91,319
医療職給料表(2)	46	8.6	79,180	6,846
大学教育職給料表	4	10.8	71,050	7,681
高等学校教育職給料表	14	4.5	70,300	3,185
義務教育諸学校教育職給料表	289	5.5	69,470	3,791
消防職給料表	70	5.0	79,664	3,986
合 計	1,198	8.1	79,099	6,425
企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	220	8.2	89,359	7,316
企業職を含めた総合計	1,418	8.1	80,691	6,562

第2部 民間給与等の実態

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和5年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類(ア～ツ)に分類された531事業所

ア 農業、林業	サ 不動産業、物品賃貸業
イ 漁業	シ 学術研究、専門・技術サービス業
ウ 鉱業、採石業、砂利採取業	ス 宿泊業、飲食サービス業
エ 建設業	セ 生活関連サービス業、娯楽業
オ 製造業	ソ 教育、学習支援業
カ 電気・ガス・熱供給・水道業	タ 医療、福祉
キ 情報通信業	チ 複合サービス事業
ク 運輸業、郵便業	ツ サービス業（他に分類されないもの）（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）
ケ 卸売業、小売業	
コ 金融業、保険業	

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により11層に層化し、これらの層から110事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係263人（事務・技術関係職種231人）、初任給関係以外の調査職種7,376人（事務・技術関係職種の調査実人員6,792人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、81,431人であり、事務・技術関係職種は71,531人である。）

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	6	3	3	0
製造業	21	8	10	3
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	1	0	0
情報通信業	19	11	4	4
運輸業、郵便業	10	4	5	1
卸売業、小売業	7	4	2	1
金融業、保険業	3	3	0	0
不動産業、 物品賃貸業	0	0	0	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	5	1	4	0
宿泊業、飲食 サービス業	0	0	0	0
生活関連サービス 業、娯楽業	1	0	1	0
教育、 学習支援業	2	2	0	0
医療、福祉	6	3	3	0
複合サービス事業	4	4	0	0
サービス業(他に 分類されないもの)	3	1	1	1
合計	88	45	33	10

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が22事業所あった(規模不適1事業所を含む。)
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表についても同じ。)

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

項目 職種		学 歴	規 模 計	企業規模		
				500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	213,730	214,827	210,187	217,875
		短大卒	192,400	193,364	188,206	194,167
		高校卒	179,738	181,221	175,757	178,680
	新卒技術者	大学卒	220,997	226,335	217,889	207,667
		短大卒	189,434	190,317	188,750	187,100
		高校卒	178,747	178,843	178,300	180,500
	新卒事務員 ・技術者 計	大学卒	217,150	219,614	214,281	211,750
		短大卒	190,977	192,030	188,492	189,750
		高校卒	179,279	180,215	177,197	179,408

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参 考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	212,164
	短大卒	187,108
	高校卒	174,348

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種
1 規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	55.8	766,112	32	766,080	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満及び 本表4規模100 人未満の対応 級欄参照
	大 学 卒	3	54.7	752,910	0	752,910		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	4	56.8	787,455	46	787,410		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	2	56.0	974,684	0	974,684	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	2	56.0	974,684	0	974,684		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	315	53.5	717,306	1,294	716,012	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	248	53.5	725,628	1,029	724,599		
短 大 卒	12	54.1	612,545	1,121	611,424			
高 校 卒	55	53.7	703,750	2,542	701,208			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 長	234	52.8	707,915	4,655	703,260	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上	
大 学 卒	171	52.5	714,150	5,451	708,699			
短 大 卒	19	53.7	633,526	4,760	628,765			
高 校 卒	44	53.7	717,879	1,356	716,524			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	90	52.2	689,187	1,897	687,290	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大 学 卒	79	52.1	687,507	2,158	685,348			
短 大 卒	5	53.4	756,920	0	756,920			
高 校 卒	6	52.4	655,691	124	655,568			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	38	50.5	561,994	4,625	557,369	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上	
大 学 卒	32	50.8	563,661	370	563,291			
短 大 卒	3	46.5	561,039	50,637	510,403			
高 校 卒	3	52.7	538,667	0	538,667			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長	673	50.9	597,834	8,285	589,549	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	465	50.0	598,106	8,138	589,968			
短 大 卒	57	52.4	565,906	6,205	559,701			
高 校 卒	151	52.7	605,804	9,212	596,592			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長	660	50.0	577,869	9,053	568,815	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	485	49.2	585,509	9,785	575,723			
短 大 卒	78	52.1	530,279	3,293	526,986			
高 校 卒	96	52.1	577,755	10,087	567,668			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

(注)1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下、本表において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

3 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	135	47.2	577,365	65,351	512,014	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	75	44.5	557,144	53,173	503,972		
	短大卒	10	51.1	550,694	39,984	510,710		
	高校卒	49	49.8	598,347	76,985	521,363		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	104	36.0	484,647	53,441	431,206		
	大学卒	92	35.7	484,780	53,324	431,456		
	短大卒	5	41.4	483,977	53,736	430,240		
	高校卒	7	48.6	477,945	59,572	418,373		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	378	45.7	487,334	64,792	422,542		
	大学卒	250	45.0	481,071	68,759	412,312		
短大卒	57	47.4	479,030	60,123	418,907			
高校卒	71	46.4	502,949	58,825	444,124			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係長	389	45.9	498,412	93,418	404,994	係の長及び係長級専門職	同上	
大学卒	235	43.9	476,409	80,742	395,667			
短大卒	50	51.3	502,185	102,953	399,232			
高校卒	102	47.5	558,781	122,543	436,238			
技術主任	456	44.0	456,441	83,976	372,464	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上	
大学卒	283	41.6	457,794	80,279	377,515			
短大卒	58	49.9	471,479	82,893	388,586			
高校卒	114	48.2	444,108	96,636	347,472			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務係員	1,316	37.8	346,290	49,757	296,533	同上		
大学卒	820	34.3	349,420	54,099	295,321			
短大卒	202	45.1	341,065	37,419	303,645			
高校卒	287	44.6	339,489	43,009	296,480			
中学卒	7	43.6	324,732	67,476	257,256			
技術係員	1,629	36.8	375,285	62,407	312,878	同上		
大学卒	1,098	35.7	381,063	64,384	316,679			
短大卒	217	40.7	352,420	52,693	299,727			
高校卒	311	38.5	368,440	61,205	307,235			
中学卒	3	48.7	342,333	51,589	290,744			

(注)4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

2 規模500人以上

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	7	55.9	807,745	36	807,709	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職(1) 8級	
	大学卒	2	54.5	1,022,738	0	1,022,738			
	短大卒	*	*	*	*	*			
	高校卒	4	56.8	787,455	46	787,410			
	中学校卒	-	-	-	-	-	-	-	-
	工場長	2	56.0	974,684	0	974,684	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上	
	大学卒	2	56.0	974,684	0	974,684			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
	中学校卒	-	-	-	-	-	-	-	-
	事務部長	230	54.0	730,676	960	729,716	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級	
	大学卒	177	54.1	739,209	344	738,864			
短大卒	10	53.3	608,746	1,368	607,378				
高校卒	43	53.9	726,854	3,317	723,537				
中学校卒	-	-	-	-	-	-	-	-	
技術部長	152	53.1	699,013	4,783	694,230	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上		
大学卒	117	53.0	698,845	5,911	692,935				
短大卒	8	54.2	648,648	0	648,648				
高校卒	27	53.0	717,001	1,123	715,878				
中学校卒	-	-	-	-	-	-	-	-	
事務部次長	84	51.9	705,066	1,979	703,087	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上		
大学卒	74	51.8	700,625	2,250	698,374				
短大卒	5	53.4	756,920	0	756,920				
高校卒	5	51.3	717,229	0	717,229				
中学校卒	-	-	-	-	-	-	-	-	
技術部次長	19	52.9	584,106	13	584,093	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	同上		
大学卒	15	53.2	588,122	16	588,107				
短大卒	*	*	*	*	*				
高校卒	3	52.7	538,667	0	538,667				
中学校卒	-	-	-	-	-	-	-	-	
事務課長	543	51.2	607,982	7,961	600,021	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(1) 6級		
大学卒	379	50.4	607,434	7,965	599,469				
短大卒	48	52.7	572,423	5,959	566,464				
高校卒	116	52.8	618,993	8,497	610,496				
中学校卒	-	-	-	-	-	-	-	-	
技術課長	483	50.0	587,153	9,894	577,259	上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上		
大学卒	357	49.2	594,220	10,956	583,264				
短大卒	57	52.6	542,027	2,526	539,502				
高校卒	69	52.2	587,908	10,558	577,350				
中学校卒	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	129	47.2	579,567	66,323	513,244	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職(1) 4級、5級
	大学卒	71	44.5	559,539	54,294	505,245		
	短大卒	9	51.4	561,353	41,080	520,273		
	高校卒	48	49.8	599,250	77,447	521,803		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	92	35.8	485,711	53,566	432,146	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	同上
	大学卒	82	35.5	485,673	53,289	432,384		
	短大卒	4	39.3	482,331	68,830	413,502		
	高校卒	6	49.1	490,171	59,851	430,320		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	285	45.6	494,149	62,324	431,825	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	191	44.9	486,431	65,077	421,354		
短大卒	46	47.6	488,762	62,607	426,155			
高校卒	48	46.1	510,693	57,062	453,630			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係長	275	45.8	501,438	92,708	408,730		同上	
大学卒	177	43.7	477,628	79,166	398,462			
短大卒	43	51.5	505,711	105,369	400,342			
高校卒	54	47.7	582,344	128,191	454,153			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務主任	325	42.1	432,979	68,733	364,247	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職(1) 3級	
大学卒	218	40.2	439,478	75,032	364,446			
短大卒	43	47.4	426,542	59,560	366,982			
高校卒	62	46.1	413,091	50,456	362,634			
中学卒	2	51.0	466,332	139,892	326,440			
技術主任	355	43.6	462,236	82,703	379,534	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上	
大学卒	237	41.4	461,350	79,520	381,829			
短大卒	42	49.9	482,414	85,655	396,759			
高校卒	75	48.3	453,937	93,956	359,981			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務係員	852	37.2	352,242	52,799	299,443		行政職(1) 1級、2級	
大学卒	561	33.5	354,614	58,298	296,315			
短大卒	126	46.6	350,691	37,519	313,171			
高校卒	160	45.1	344,311	41,007	303,304			
中学卒	5	40.2	328,260	82,718	245,542			
技術係員	1,028	37.4	389,772	67,181	322,592		同上	
大学卒	753	36.0	396,386	70,180	326,206			
短大卒	99	42.2	370,220	54,891	315,329			
高校卒	175	40.1	374,225	62,254	311,970			
中学卒	*	*	*	*	*			

3 規模100人以上500人未満

項目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-		
	事務部長	83	52.4	687,781	2,083	685,698	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	71	52.2	697,724	2,435	695,289		
	短大卒	2	58.0	629,775	0	629,775		
	高校卒	10	53.1	628,730	0	628,730		
	中学卒	-	-	-	-	-	同上	同上
	技術部長	80	52.5	725,568	4,280	721,289		
大学卒	53	51.7	747,041	4,247	742,794			
短大卒	11	53.3	622,704	8,167	614,537			
高校卒	16	54.6	725,183	1,718	723,465	同上	同上	
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	6	55.0	529,722	1,075	528,647			
大学卒	5	54.8	548,400	1,178	547,222			
短大卒	-	-	-	-	-	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	行政職(1) 6級	
高校卒	*	*	*	*	*			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	17	49.0	550,277	8,662	541,615			
大学卒	15	49.4	552,553	587	551,966	同上	同上	
短大卒	2	46.0	533,157	69,407	463,750			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長	119	49.0	542,796	9,423	533,372	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	82	47.5	550,543	9,311	541,232			
短大卒	8	50.9	520,746	3,397	517,349			
高校卒	29	52.7	526,987	11,402	515,585			
中学卒	-	-	-	-	-	同上	同上	
技術課長	157	50.0	543,193	5,836	537,357			
大学卒	117	49.3	550,163	4,967	545,196			
短大卒	16	51.8	484,465	7,857	476,608			
高校卒	23	51.8	549,552	9,172	540,380	同上	同上	
中学卒	*	*	*	*	*			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	5	46.4	458,223	6,430	451,793	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職(1) 3級
	大学卒	3	44.0	469,978	0	469,978		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	4	48.0	475,005	0	475,005	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	同上
	大学卒	3	47.7	470,061	0	470,061		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-	-	
	事務係長	71	45.7	447,180	81,197	365,982	係の長及び係長級 専門職	同上
	大学卒	49	45.1	453,120	89,037	364,083		
短大卒	6	44.1	408,375	46,183	362,191			
高校卒	16	48.0	443,394	70,373	373,021			
中学卒	-	-	-	-	-	-		
技術係長	104	46.4	485,863	100,384	385,479		同上	
大学卒	50	45.4	475,475	96,855	378,620			
短大卒	6	47.7	445,760	64,418	381,342			
高校卒	47	47.1	502,277	109,157	393,120			
中学卒	*	*	*	*	*	-		
事務主任	40	47.0	376,852	77,173	299,680	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職(1) 1級、2級	
大学卒	27	45.4	373,515	73,231	300,284			
短大卒	5	47.0	436,871	123,269	313,603			
高校卒	8	52.0	350,620	61,672	288,948			
中学卒	-	-	-	-	-	-		
技術主任	100	46.5	421,980	91,789	330,192	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上	
大学卒	46	43.5	421,961	87,920	334,041			
短大卒	16	50.0	425,624	71,309	354,316			
高校卒	38	48.3	420,581	103,867	316,715			
中学卒	-	-	-	-	-	-		
事務係員	403	38.9	332,205	42,521	289,683		同上	
大学卒	240	36.6	334,429	42,004	292,425			
短大卒	64	41.5	323,069	38,996	284,073			
高校卒	97	43.2	332,898	46,954	285,944			
中学卒	2	53.5	314,486	23,214	291,272	-		
技術係員	469	35.0	335,089	49,453	285,635		同上	
大学卒	286	33.9	326,085	43,772	282,313			
短大卒	73	39.2	329,959	53,419	276,540			
高校卒	108	35.1	358,224	60,029	298,195			
中学卒	2	43.6	448,071	130,417	317,654	-		

4 規模100人未満

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締 役兼任者を除く。)	行政職(1) 6級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	2	52.0	620,900	0	620,900	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	2	52.0	620,900	0	620,900		
技術部長	2	48.5	555,375	15,421	539,954	同上	同上	
大学卒	*	*	*	*	*			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	*	*	*	*	*			
事務部次長	-	-	-	-	-	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	行政職(1) 4級、5級	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	2	44.5	464,750	1,050	463,700	同上	同上	
大学卒	2	44.5	464,750	1,050	463,700			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
事務課長	11	49.4	539,003	21,895	517,108	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大学卒	4	47.3	471,175	0	471,175			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	6	51.3	568,884	28,940	539,943			
技術課長	20	47.7	513,391	4,345	509,046	同上	同上	
大学卒	11	50.4	557,256	7,358	549,898			
短大卒	5	40.2	442,143	113	442,030			
高校卒	4	49.5	481,823	1,348	480,476			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職(1) 3級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	8	40.4	416,205	91,348	324,856	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	同上
	大学卒	7	40.0	424,079	96,269	327,810		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	22	50.0	450,789	67,006	383,783	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	10	49.6	459,078	74,240	384,838		
	短大卒	5	49.0	424,828	37,468	387,360		
	高校卒	7	51.3	457,493	77,770	379,723		
技術係長	10	44.8	381,441	46,479	334,962		同上	
大学卒	8	45.3	374,625	47,299	327,326			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	*	*	*	*	*			
事務主任	-	-	-	-	-	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職(1) 1級、2級	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	-	-	-	-	-			
技術主任	*	*	*	*	*	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上	
大学卒	-	-	-	-	-			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	*	*	*	*	*			
事務係員	61	43.6	323,622	38,619	285,003		同上	
大学卒	19	39.1	334,769	41,596	293,173			
短大卒	12	46.6	316,397	19,594	296,803			
高校卒	30	45.4	318,972	44,624	274,347			
技術係員	132	36.8	320,762	42,421	278,342		同上	
大学卒	59	38.5	329,896	43,266	286,630			
短大卒	45	34.8	297,711	36,924	260,788			
高校卒	28	36.5	342,164	50,526	291,639			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

その2 給与比較の対象外職種
規模計

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。 電話交換手については、見 習、外国語の電話交換手を 除く。
	自家用乗用自 動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	-	-	-	-	-	
	大学教授	61	54.2	880,058	13,363	866,695	
	大学准教授	48	49.7	688,067	28,383	659,684	
	大学講師	35	46.5	579,249	28,146	551,103	
	大学助教	41	37.4	523,262	65,069	458,193	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	-	-	-	-	-	
	高等学校主幹 教諭 高等学校指導 教諭 高等学校教諭	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	4	48.0	682,654	163,358	519,297	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究室(係)長	10	48.2	455,876	30,686	425,190	構成員3人以上の室(係)の 長
	主任研究員	13	39.7	474,538	130,615	343,923	下記研究員より上位の者
	研究員	59	35.4	373,288	79,862	293,426	
	研究補助員	-	-	-	-	-	

項目 職種		調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
医療 関係 職種	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	-	-	-	-	-	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	-	-	-	-	-	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	34	31.9	326,621	28,960	297,662	
	診療放射線技師	36	31.5	331,732	27,773	303,959	
	臨床検査技師	32	33.3	301,826	23,742	278,084	
	栄養士	13	35.8	376,228	79,630	296,598	
	理学療法士	39	25.5	263,570	4,238	259,332	
	作業療法士	17	29.2	276,862	10,369	266,492	
	総看護師長	16	47.7	475,376	14,596	460,780	部下に看護師長5人以上
	看護師長	38	37.7	423,488	30,266	393,223	部下に看護師又は准看護師5人以上
看護師	88	29.5	356,734	22,400	334,334		
准看護師	-	-	-	-	-		

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		学 歴			
大学卒	40.0	(45.8)	(54.2)	-	60.0
高校卒	19.5	(70.1)	(29.9)	-	80.5

(注)1 新規学卒者の事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制度あり	79.5
制度なし	20.5

(単位:円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配偶者	12,623
配偶者と子1人	19,166 (6,543)
配偶者と子2人	25,289 (6,123)

(注)1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。

2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参 考)

(単位:円)

市職員の現行 扶養手当月額	子	10,000
	配偶者	7,000
	父母等その他の扶養親族	7,000
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末 までの子1人につき加算する額	5,000

第15表 民間における特別給の支給状況

項 目		区 分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額 (単位:円)	下半期(A1)	387,929	356,193
	上半期(A2)	415,895	357,577
特別給の支給額 (単位:円)	下半期(B1)	895,652	652,483
	上半期(B2)	934,158	671,294
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.31 月分	1.83 月分
	上半期(B2/A2)	2.25 月分	1.88 月分
年 間 の 平 均		4.50 月分	

(注)1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは令和5年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.40月分である。

第16表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
役職段階				
係 員	50.6	3.0	-	46.4
課 長 級	31.8	8.5	-	59.7

第17表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
役職段階							
係 員	89.6	83.7	46.5	-	37.2	5.9	10.4
課 長 級	78.0	73.4	39.1	1.2	33.2	4.6	22.0

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

役職段階 \ 項目	一定率(額)分	考課査定分
係 員	61.8	38.2
課 長 級	55.7	44.3
部 長 級	57.1	42.9

第3部 労働経済指標

第19表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	35,290	35,580	56,040	76,490	96,930
住居関係費	100,920	107,350	97,550	87,740	77,940
被服・履物費	7,140	4,860	7,860	10,860	13,860
雑費 I	30,480	31,720	60,720	89,730	118,740
雑費 II	7,260	8,480	11,790	15,110	18,420
計	181,090	187,990	233,960	279,930	325,890

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における令和5年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国消費実態調査」(総務省)を基に算定された全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 食料
 住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品
 被服・履物費 被服及び履物
 雑費 I 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
 雑費 II その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

第20表 労働経済指標

項 目				年 月	単位	令和4年 4月	5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国 (規模30人以上)	きまって 支給する 給 与	調 査 産 業 計	金額	千円	307.9	301.2	304.0	303.7
				前年同月比	%	2.5	2.2	2.3	2.0
			うち所定内給与	金額	千円	281.9	277.2	280.0	279.1
				前年同月比	%	2.2	1.9	2.1	1.9
		総実労働時間数(調査産業計)		時間数	時間	149.0	137.6	149.6	147.0
		うち所定外労働時間数		時間数	時間	12.9	11.7	12.1	12.1
	神奈川県 (規模30人以上)	きまって 支給する 給 与	調 査 産 業 計	金額	千円	301.4	291.6	295.8	293.0
				前年同月比	%	△ 1.4	△ 3.7	△ 1.8	△ 2.2
			うち所定内給与	金額	千円	277.1	271.3	273.9	269.8
				前年同月比	%	△ 1.9	△ 3.4	△ 2.0	△ 2.5
総実労働時間数(調査産業計)		時間数	時間	143.5	129.5	143.8	140.8		
うち所定外労働時間数		時間数	時間	12.2	10.4	10.9	11.2		
生 計 費	家計調査 (総務省)	(二人以上の世帯) 消費費支出	全 国	金額	千円	304.5	287.7	276.9	285.3
				前年同月比	%	1.2	2.4	6.4	6.6
		川 崎 市	金額	千円	271.8	340.6	272.6	318.2	
			前年同月比	%	△ 17.4	12.7	△ 8.4	10.0	
物 価	消費者物価指数 (総合指数、総務省)	全 国	前年同月比	%	2.5	2.5	2.4	2.6	
		川 崎 市	前年同月比	%	2.1	2.0	1.9	2.1	
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比	%	9.9	9.4	9.6	9.5	
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)			前年同月比	%	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.6
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国		倍	1.24	1.25	1.27	1.28	
		川 崎 市		倍	0.70	0.71	0.73	0.78	
	鉱工業生産指数(経済産業省)			前年同月比	%	△ 4.7	△ 2.7	△ 3.0	△ 1.8
製造工業労働生産性指数 (日本生産性本部)			前年同月比	%	△ 0.9	0.3	△ 2.3	0.2	

8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月
301.9	304.0	305.3	305.7	305.9	303.9	303.5	306.8	310.9
2.3	2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0
277.7	279.7	279.9	280.0	280.1	279.5	279.1	281.6	285.1
2.2	2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2
139.1	144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3
11.3	12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6
294.8	295.9	295.0	296.1	298.3	304.1	303.0	305.4	312.9
△ 0.7	0.0	△ 1.9	△ 0.6	△ 0.1	4.9	4.3	3.4	3.8
272.6	273.6	271.4	272.1	274.2	279.4	278.6	280.1	286.8
△ 1.0	△ 0.3	△ 2.4	△ 1.0	△ 0.5	4.0	3.8	2.7	3.5
131.7	138.2	138.1	140.6	139.2	131.7	135.1	139.8	142.6
10.5	11.5	12.4	13.0	12.8	12.7	12.6	13.3	12.9
290.0	281.0	298.0	285.9	328.1	301.6	272.2	312.8	303.1
8.8	5.9	5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	△ 0.5
278.8	287.7	319.6	329.9	344.7	288.9	252.2	290.4	323.5
△ 12.5	△ 5.9	4.6	7.8	9.1	△ 11.2	△ 5.0	△ 8.1	19.0
3.0	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5
2.7	2.7	3.4	3.5	3.5	3.8	3.0	3.1	3.3
9.8	10.4	9.7	10.0	10.6	9.5	8.3	7.4	5.8
△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7
1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32
0.81	0.83	0.86	0.87	0.94	0.93	0.93	0.92	0.82
5.7	8.7	3.1	△ 1.4	△ 2.2	△ 2.8	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.7
4.3	8.0	3.7	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.2	△ 1.2	△ 1.3	△ 0.1